

第2期 館山市男女共同参画推進プラン

ひと ひと

女と男が共に支えあい
共に輝く社会の実現

平成20年3月

館山市

はじめに

少子・高齢化、雇用・就労形態の多様化、情報化、国際化など、市民生活を取り巻く状況が大きく変化するなか、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画し、お互いに尊重し、責任を分かち合うことのできる社会の実現が求められています。

平成 11 年 6 月に制定された「男女共同参画社会基本法」は、“男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現”を緊急の課題とし、基本理念、国・地方公共団体の責務も明記されました。

本市では、「館山市男女共同参画推進プラン」(平成 15 年度～平成 19 年度)を策定し、^{ひと}女と^{ひと}男が共に支えあい、共に輝く社会の実現に向けた各種施策を実施して参りましたが、計画期間終了に伴い、将来像や目標を発展的に引き継いだ「第 2 期館山市男女共同参画推進プラン」(平成 20 年度～平成 24 年度)を策定いたしました。

このプランを基に、市民の皆様と行政が一緒に行動し、男女共同参画社会の実現に向け、積極的に施策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、貴重なご意見をいただきました「館山市コーラル会議」の委員の皆様、並びに「館山市男女共同参画市民意識調査」にご協力をいただきました市民の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

平成 20 年 3 月

館山市長 **金丸 謙一**

目次

第1章 プランの策定にあたって

1	プラン策定の目的	2
2	プラン策定の背景	
(1)	館山市の状況	3
(2)	国の取組	7
(3)	千葉県の取組	7
(4)	館山市の取組	8

第2章 プランの基本的な考え方

1	プランの性格	10
2	プランの期間	10
3	プランの基本理念	10
4	将来像	10

第3章 プランの内容

1	プランの目標	12
2	プランの体系	14
3	課題と施策	
	目標1 人権の尊重と男女平等の意識づくり	
	課題1 男女平等の意識づくり	16
	課題2 生涯にわたる平等教育の推進	18
	課題3 人権の尊重と侵害の解消	20
	課題4 国際社会への理解	23
	目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進	
	課題1 政策・方針決定過程への女性の参画	25
	課題2 労働の場における男女平等の促進	27
	課題3 家庭・地域活動への男女共同参画	29
	目標3 男女が共に自立し、安心して暮らせるまちづくりの推進	
	課題1 子育て環境の整備・充実	31
	課題2 高齢者・障害者の福祉の充実	34
	課題3 心とからだの健康づくりの支援	37
4	プランの推進体制の整備	40

資料編

資料1	プランの策定経過	42
資料2	館山市附属機関設置条例(抜粋)	43
資料3	館山市コーラル会議委員名簿	44
資料4	館山市男女共同参画推進会議設置要綱	45
資料5	男女共同参画社会基本法	47

第1章 プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の目的
- 2 プラン策定の背景

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の目的

少子高齢社会の到来、家族形態の変化、情報化・国際化の進展など、私達を取り巻く環境は、急速に変化してきています。そのような中、これまでとは違った様々な分野で活躍する男性や女性が増えてきていますが、いまだに人々の意識や行動、社会の慣習には差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が見受けられ、多様な生き方を阻害している状況があります。

これらを解決していくには、自ら生き方に主体性をもち、能力を高め、その能力を最大限に発揮していくことが大切です。男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、お互いの信頼と協力により、政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の形成が不可欠なのです。

このような社会を実現するためには、家庭や地域、学校や職場などあらゆる場、機会を通じて、意識改革のための取り組みをしていく必要があります。

国は、平成11年6月「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀における最重要課題と位置付けるとともに、市町村における男女共同参画社会の形成に関する基本的な計画の策定を努力義務としました。

館山市においては、男女共同参画社会の実現に向け、平成15年3月「館山市男女共同参画推進プラン」を策定し、積極的に推進してきましたが、平成18年9月に実施した「館山市男女共同参画市民意識調査」の結果では、社会における男女平等を実感する市民は12.4%で、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要な状況にあると言えます。

このような現状を踏まえ、館山市の男女共同参画社会の実現に向け、「第2期館山市男女共同参画推進プラン」を策定します。

2 プラン策定の背景

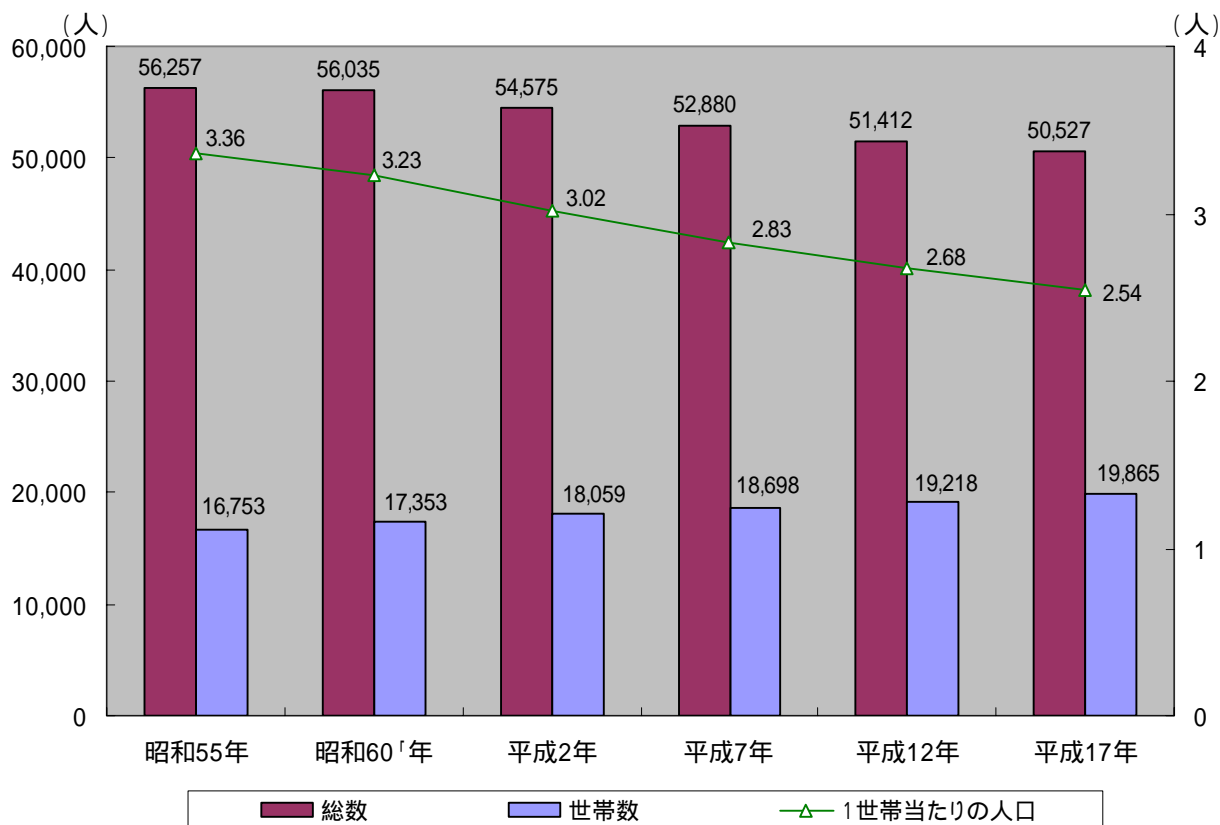
(1) 館山市の状況

人口の減少、家族形態の変化

館山市の総人口は、昭和25年の59,424人をピークに昭和60年代に入り人口減少が加速し、平成17年には50,527人となっています。その一方で、核家族化が進み、世帯数は増加の傾向にあります。そのため1世帯あたりの人口は昭和55年の3.36人に対し、平成17年には2.54人と、年々減少してきています。

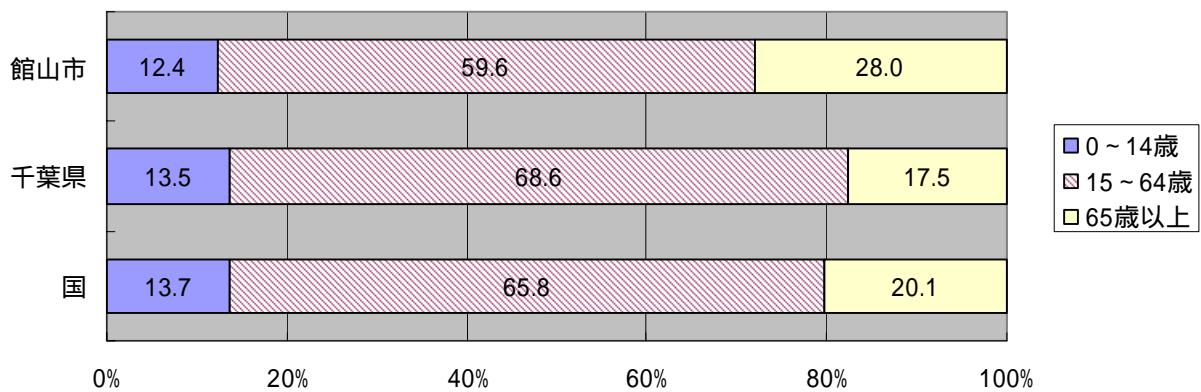
また、年齢構造を見ると、館山市は千葉県や国と比べても0～14歳の割合が低く、65歳以上の割合が高い、典型的な少子高齢化となっています。

図1 人口と世帯数の推移



資料：各年10月1日国勢調査

図2 年齢構造割合

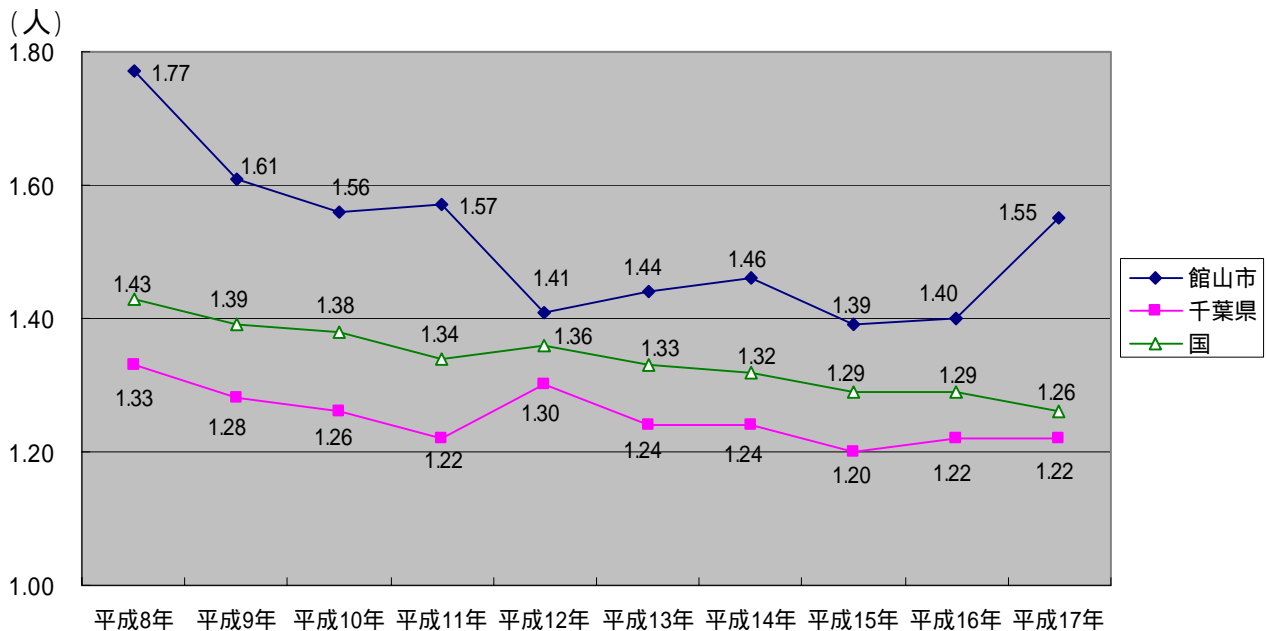


資料：平成17年10月1日国勢調査

少子化の進行

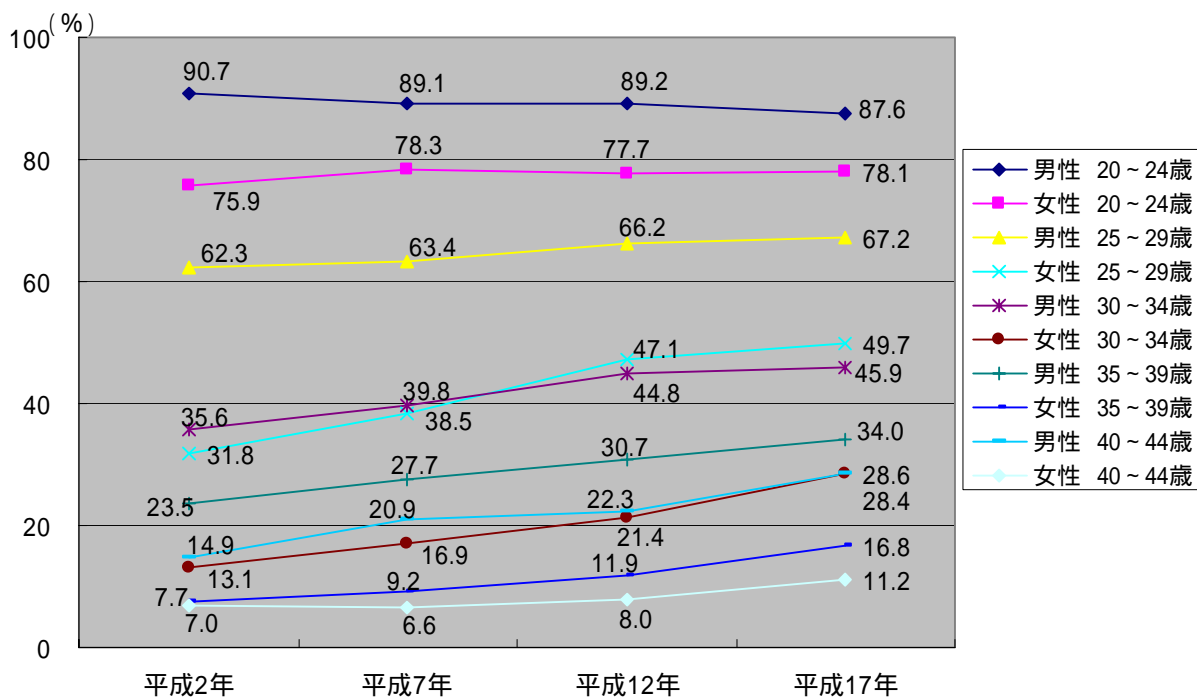
館山市の合計特殊出生率（女性が一生の間に産む子どもの数）は、千葉県や国の平均と比べると高いものの、低下傾向にあります。逆に、館山市の20歳以上の未婚率は男女とも上昇傾向にあり、未婚化及び晩婚化の進行などが、少子化の進行につながっていると推測できます。

図3 合計特殊出生率の推移



資料：千葉県「人口動態総覧、保健所・市町村別」
厚生労働省「人口動態統計」

図4 未婚率の推移

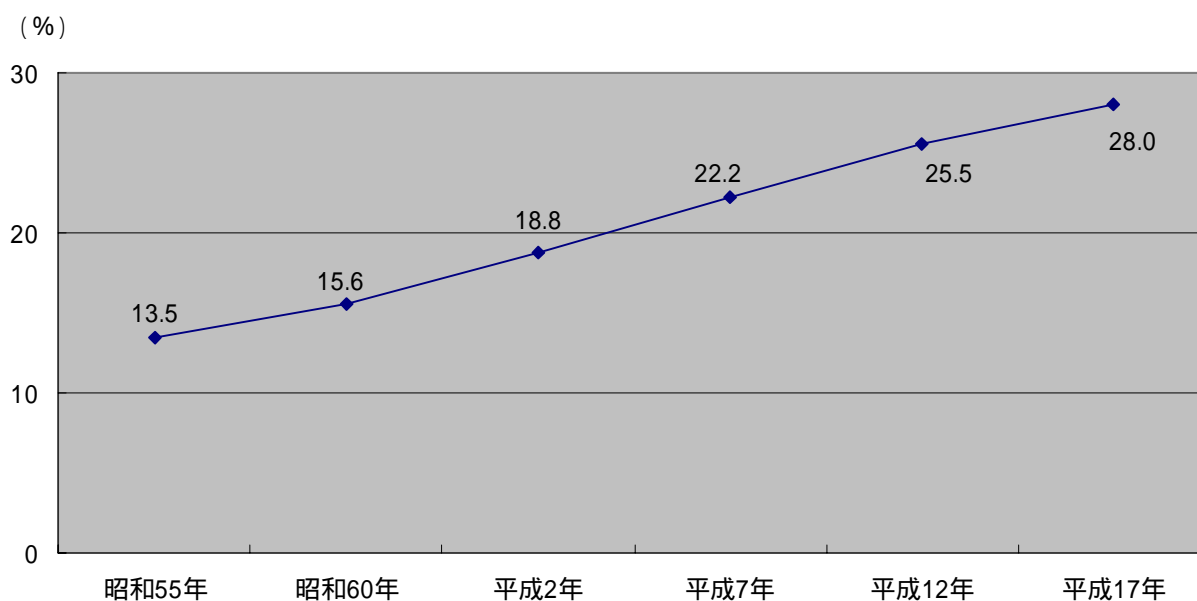


資料：各年10月1日国勢調査

高齢化の進行

館山市の高齢化率（全人口に占める65歳以上の割合）は、昭和55年に13.5%であるのに対し、平成17年は28.0%と高齢化が進んでいます。

図5 高齢化率（全人口に占める65歳以上の割合）の推移



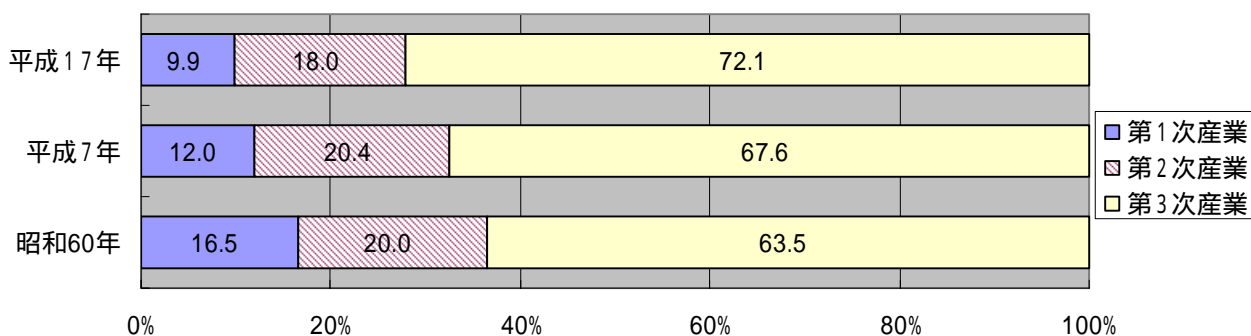
資料：各年10月1日国勢調査

就業状況の変化

平成 17 年の国勢調査では、館山市の就業者総数は 24,175 人で、平成 7 年の 26,506 人から 8.8% 減少しています。また、産業別就業者数は第 1 次産業の割合が減少し、第 3 次産業の割合が増加しています。

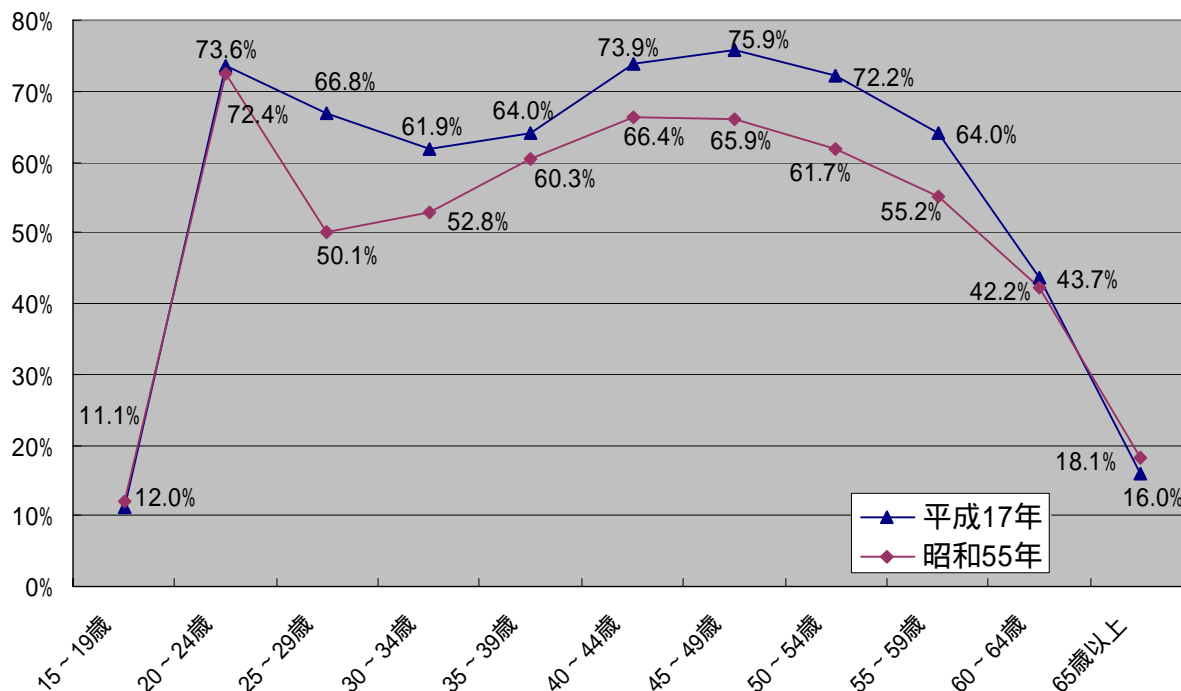
女性の労働力率を年代別に見ると、「20～24 歳」まで一度上昇し、その後「30～34 歳」まで減少を続け、再び「45～49 歳」まで上昇を続けます。これは、結婚、出産、育児期にあたりと考えられる 20 歳代から 30 歳代にかけて低下する、いわゆる M 字型を示しています。昭和 55 年と平成 17 年を比較すると、後者は M 字型の底が浅くなっており、就業を続ける人の割合が増加しています。

図 6 産業別就業者の推移



資料：各年 10 月 1 日国勢調査

図 7 女性の労働力率



資料：各年 10 月 1 日国勢調査

(2) 国の取組

国では世界的な動きを受け、昭和 52 年「国内行動計画」を策定し、向こう 10 年間で女性の人権保障や地位向上のための施策を展開することとしました。

昭和 60 年「女子差別撤廃条約」を批准、「男女雇用機会均等法」の制定を行い、昭和 62 年「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。平成 6 年内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」、及び総理府に「男女共同参画室」を設置するとともに、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」を発足しました。

平成 8 年「男女共同参画 2000 年プラン」を策定し、平成 11 年 6 月男女共同参画社会の実現に向けた法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12 年基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13 年 1 月中央省庁等の再編成に伴い、内閣府に「男女共同参画局」「男女共同参画会議」が設置され、推進体制の強化が図られました。

平成 17 年 12 月第 2 次基本計画が策定され、この新しい計画に基づいた男女共同参画の施策が推進されています。

(3) 千葉県の取組

千葉県では世界の動きや国の動向などを踏まえ、昭和 56 年「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定しました。その後、昭和 61 年「千葉県婦人計画」、平成 3 年「さわやかちば女性プラン」、さらに平成 8 年男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした「ちば新時代女性プラン」を策定しました。

平成 12 年新たな担当部署として企画部（現在、総合企画部）に「男女共同参画課」を設置し、平成 13 年男女共同参画社会基本法に基づき「千葉県男女共同参画計画」を策定しました。

平成 13 年 4 月制定された DV 防止法の施行に当たり、男女共同参画課内に DV 対策担当チームを設置し、平成 18 年 3 月「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画」が策定されました。また、同年 12 月「千葉県男女共同参画計画（第 2 次）」が策定され、平成 22 年度までの具体的な施策が示されています。

(4) 館山市の取組

館山市の女性施策の取組は、社会教育法に基づき、昭和 29 年婦人教育の一環として「館山市婦人会」が組織されたことに始まり、昭和 47 年「館山市主婦クラブ連合会」が設立されるなど、女性の地位向上と社会参加の推進に取り組んできました。

また、平成 8 年度から社会教育や生涯学習の分野の支援として、公民館の「ウーマンカレッジ」や「女性講座」を開講してきました。

このような経緯のもと、女性を取り巻く社会的な意識の高まりを受け、平成 11 年企画部企画課に女性施策担当係を設置しました。同年、市政への女性参画と女性施策の推進を図るため、市長の諮問機関として「館山市コーラル会議」を設置し、広く市民からの意見を求めるため、館山市初の委員公募を行いました。

館山市コーラル会議は、平成 12 年 5 月館山市長から「男女共同参画社会づくりに向けての基本的な考え方及び方向性について」建議の要請を受け、平成 13 年 3 月建議書を提出し、今後の男女共同参画施策に建議の趣旨・内容が十分反映されるよう要望しました。

平成 14 年 4 月男女共同参画施策の推進体制の整備のため、庁内に「館山市男女共同参画推進会議」を設置し、平成 15 年 3 月「館山市男女共同参画推進プラン」を策定しました。

平成 15 年 4 月組織改革に伴い、男性も含めた施策とするため、「女性施策」を「男女共同参画施策」と改めました。

平成 18 年 9 月今後の男女共同参画施策を推進するための基礎資料として、「館山市男女共同参画市民意識調査」を実施しました。

第2章 プランの基本的な考え方

- 1 プランの性格
- 2 プランの期間
- 3 プランの基本理念
- 4 将来像

第2章 プランの基本的な考え方

1 プランの性格

- (1) このプランは、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国「男女共同参画基本計画（第2次）」、県「千葉県男女共同参画計画（第2次）」との整合性を図り策定するものです。
- (2) このプランは、「第2期館山市基本計画」との整合性を図りながら、「男女共同参画社会」の実現に向け、施策や事業を総合的に推進するため策定するものです。
- (3) このプランは、館山市男女共同参画推進プランの基本理念、将来像を引き継ぎ策定するものです。
- (4) このプランは、「男女共同参画社会」の実現を目指し、市民と行政が協働で取り組んでいくものです。

2 プランの期間

プランの期間は、平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）までの5年間とします。

3 プランの基本理念

21世紀の館山市が、豊かで活力あるまちを築いていくためには、男性と女性が対等なパートナーとして、あらゆる分野で活躍することができるよう、社会の基盤をつくる必要があります。そこで、本市では、以下の2つを「第2期館山市男女共同参画推進プラン」の基本理念とします。

男女の人権が互いに尊重され、性別によって差別されることなく、それぞれ一人の人間として共に生きることができる社会の実現。

男性も女性も家庭・地域社会・職場の一員として役割を果たし、対等なパートナーとして参画し、共に責任を担っていく社会の実現。

4 将来像

本市のめざす男女共同参画社会の将来像は、

『^{ひと}女と^{ひと}男が共に支えあい、共に輝く社会の実現』とします。

第3章 プランの内容

- 1 プランの目標
- 2 プランの体系
- 3 課題と施策
- 4 プランの推進体制の整備

第3章 プランの内容

1. プランの目標

第2期館山市男女共同参画推進プランでは、次の3つの目標を掲げ、男女共同参画社会づくりに向けた施策を総合的に推進します。

人権の尊重と男女平等の意識づくり

男女の人権尊重は、男女共同参画社会を形成するための基本的要件です。あらゆる分野において、人権尊重に基づく男女平等の意識づくりを進めます。

地域・家庭における男女平等に関する学習機会の提供、学校教育の場では性別にとらわれない、個を尊重する教育の推進を図り、様々な年代に応じた、男女平等意識の啓発を図ります。

また、深刻な人権侵害である、男女間や子どもに対する暴力の排除に向けた取り組みを行うとともに、国際社会の動向を踏まえた男女共同参画施策の推進、国際社会への理解を深めるため、国際交流活動を推進します。

あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、社会の構成員の半分を占める女性が、政策・方針決定過程へ参画することが必要とされます。

審議会等への女性委員の登用や家庭・地域活動への男性の参画、雇用・就労の場における男女平等を推進します。

男女が共に自立し、安心して暮らせるまちづくりの推進

少子・高齢化が進む中、誰もが自立し、安心して生活できることが大切です。そのためにも子育てや介護を女性だけが担うのではなく、社会全体で支える体制づくりが必要です。子育てに関する情報提供や相談体制の充実、多様なニーズに対応した保育の充実を図ります。

また、ひとり親家庭や高齢者・障害者が自立し、安定した生活が送れるよう、社会全体で支援していくことが望まれます。

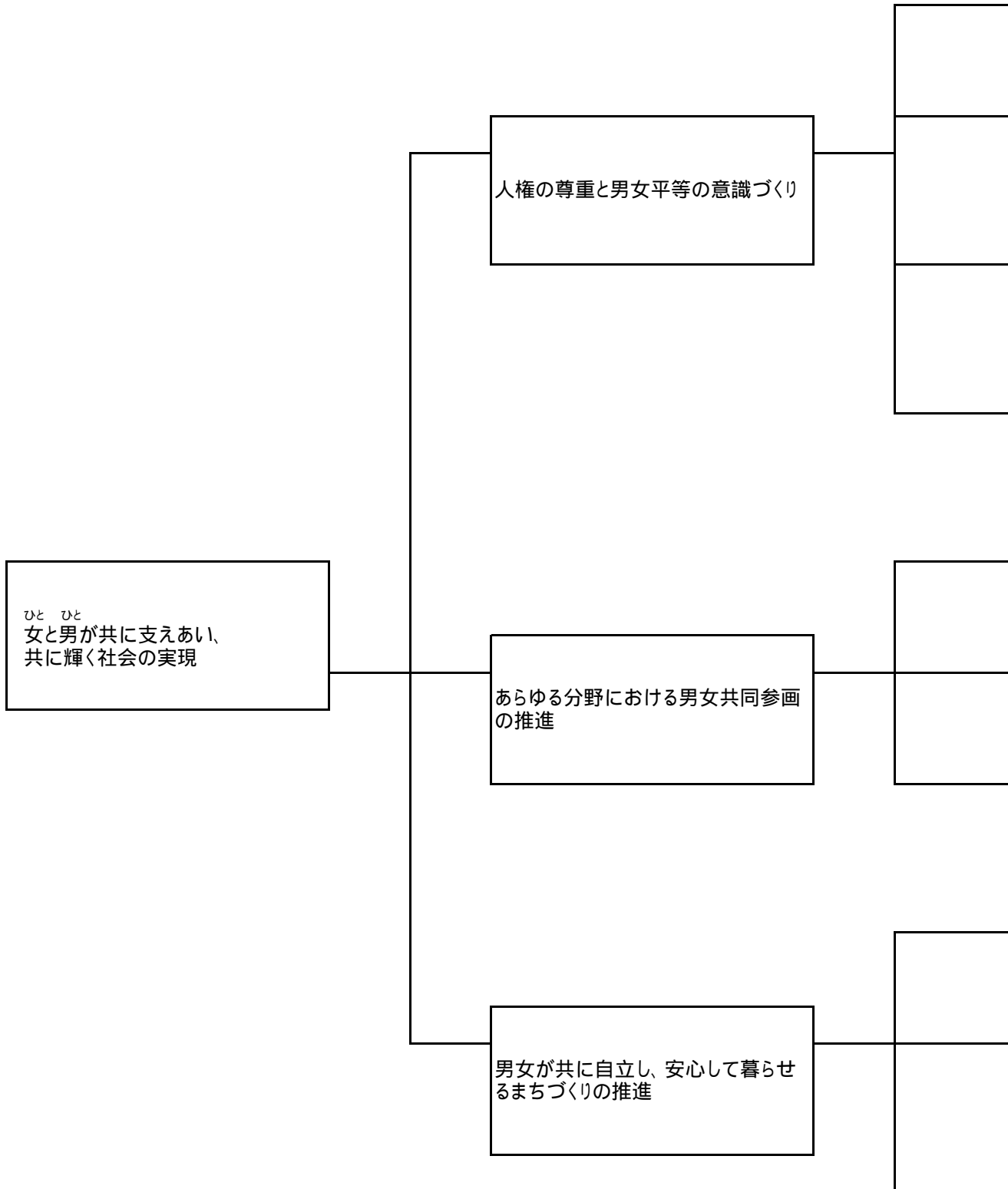
さらに、男性も女性も健康で生き生きと活動できるよう、心とからだの健康づくりの支援も進めます。



2. プランの体系

【将来像】

【目標】



【課題】

【施策】

1

男女平等の意識づくり

- (1) 市民への広報・啓発の推進
- (2) 性別による固定的な役割分担意識の是正

2

生涯にわたる平等教育の推進

- (1) 学校教育等における男女平等教育の推進
- (2) 家庭・地域における男女平等教育の推進

3

人権の尊重と侵害の解消

- (1) ドメスティック・バイオレンスを許さない意識づくり、相談体制の整備
- (2) 児童虐待を許さない意識づくり、環境づくり
- (3) セクシュアル・ハラスメントを許さない意識づくり、環境づくり
- (4) 防災等における女性の人権への十分な配慮

4

国際社会への理解

- (1) 国際理解、国際交流の推進
- (2) 外国人と共に暮らしやすい環境づくりの推進

1

政策・方針決定過程への女性の参画

- (1) 男女共同参画による市政の運営
- (2) 地域・企業などにおける方針決定過程への女性参画の促進

2

労働の場における男女平等の促進

- (1) 職場における男女平等意識の啓発
- (2) 男女が活動しやすい環境づくりの促進

3

家庭・地域活動への男女共同参画

- (1) 家庭生活・地域社会等への男女の活動の促進

1

子育て環境の整備・充実

- (1) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- (2) 多様なニーズに対応した保育事業の充実
- (3) ひとり親家庭への支援

2

高齢者・障害者の福祉の充実

- (1) 高齢者・障害者の自立支援
- (2) 社会全体での介護支援の充実
- (3) 高齢者・障害者の社会参画の促進

3

心とからだの健康づくりの支援

- (1) 生涯にわたる健康づくりの支援
- (2) 性と生殖に関する健康と権利への理解の推進
- (3) スポーツ活動の振興

3 . 課題と施策

目標 人権の尊重と男女平等の意識づくり

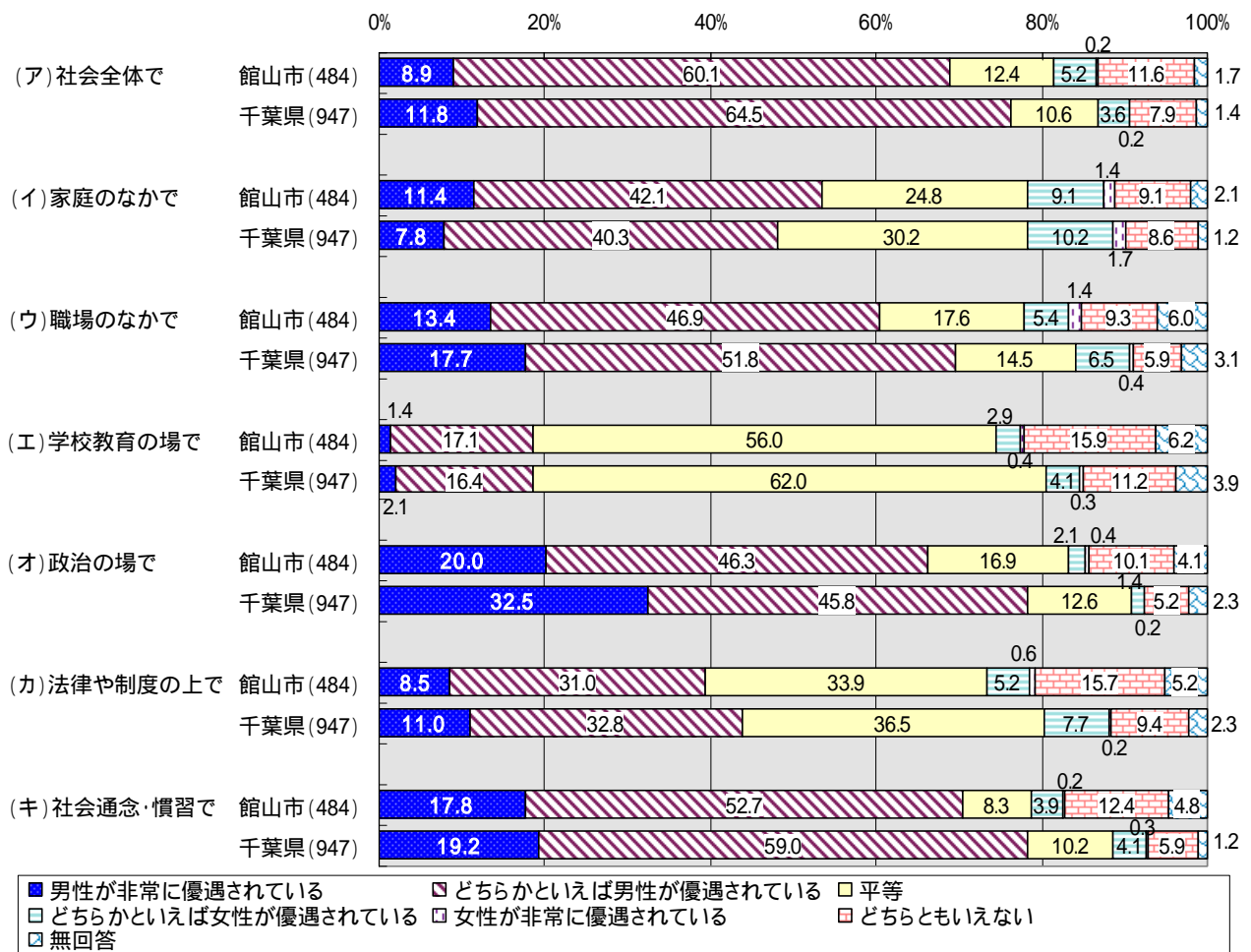
課題 1 男女平等の意識づくり

課題

さまざまな分野で女性が活躍しているにもかかわらず、未だに女性は責任のある立場につけない、あるいは女性自身が消極的になる場面が見受けられます。そこには、個人の考えや能力ではなく、「男だから、女だからこうあるべきだ」という、社会通念上の固定的な性別役割分担意識 があると考えられます。

男女共同参画社会 の形成には、性別による偏見や慣行の見直し、また、それに向けた啓発が必要とされます。

図表 - 1 - (1) 男女の平等意識



資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」（平成 19 年 3 月）

行政の取組

市民への意識啓発のため、男女共同参画に関する情報の収集とその提供、講演会等の開催、市広報紙等の活用を図ります。また、その中で従来の固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画の推進を図ります。

(1) 市民への広報・啓発の推進

取組	取組の内容	担当課
男女共同参画に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する情報を収集し、市ホームページやポスター・チラシ等を積極的に活用して情報を提供します。	企画課
講演会等の開催	県と協力し、講演会等を開催します。	企画課
市広報紙の活用	市広報紙を活用し、男女共同参画関連記事を掲載します。	企画課

(2) 性別による固定的な役割分担意識の是正

取組	取組の内容	担当課
家庭における男女共同参画の推進	家事、育児、介護における性別による固定的な役割分担意識をなくすよう啓発します。	企画課
地域活動における男女共同参画の推進	地域における性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女が等しく地域活動に参画できるよう啓発します。	企画課
職場における男女共同参画の推進	職場における性別による固定的な役割分担意識をなくすよう啓発します。	企画課
性にとらわれない表現の推進	市の発行物において、性別に基づく固定観念にとらわれない表現に努めます。	秘書広報課 企画課 各課
市民意識調査の実施	市民の男女共同参画の意識、実態について把握するため、次期プラン策定にあたり実施します。	企画課
職員意識調査の実施	市職員の意識や職場の現状等を把握します。	企画課

家庭・地域・職場での取組**～館山市コーラル会議からの意見～**

- ・ 身近なメディア（テレビ・インターネット・雑誌・新聞など）を、人権・男女平等の視点でチェックし、家族で話し合しましょう。
- ・ 家事・育児・介護の分担を、家族のみんなで考えましょう。
- ・ あらゆる機会に、性別による偏見がないか振り返りましょう。
- ・ すべての場において、若い世代が広く意見を言える環境づくりを目指しましょう。
- ・ 社会全体で、女性の自立について考えましょう。

性別役割分担意識

社会的、文化的に形成された行動様式や態度に基づく「男は外で働き、女は家事と子育て」という固定化された分担。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。

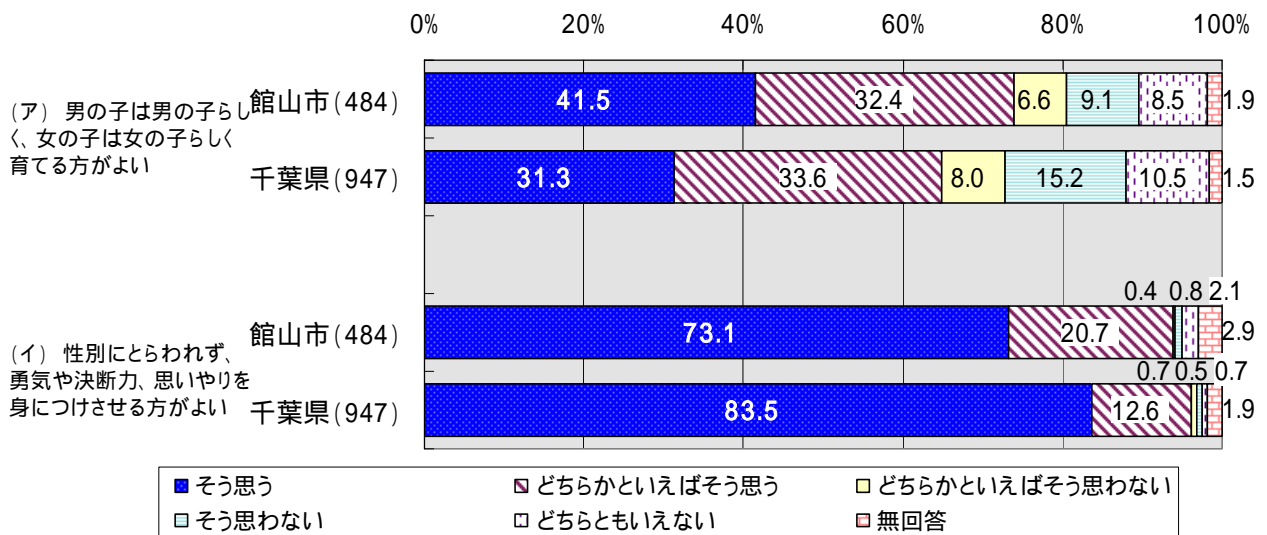
課題2 生涯にわたる平等教育の推進

課題

「男だから、女だから」で考え方や生き方を決めるのではなく、「自分らしく」という意識で多様な生き方が選択できるよう、生涯にわたる男女平等教育の推進が求められています。

教育の場では、性別にとらわれず個を尊重し、心身ともに健全な人間育成を目指した指導が求められ、そのためには、教職員が無意識に子どもたちを性別により差別しないことが大切です。また、家庭や地域においても、男女が共にその適性、個性、能力が尊重され、性別にとられない意識を育てることが必要とされます。

図表 - 2 - (1) 子どもの教育における男女平等の意識



資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」（平成19年3月）



行政の取組

保育園、幼稚園、小中学校等における男女平等教育の推進と、そのための教育関係者の研修の充実を図ります。

また、公民館等において男女平等に関する学習機会を提供するとともに、家庭や地域への男女共同参画の啓発を行います。

(1) 学校教育等における男女平等教育の推進

取組	取組の内容	担当課
カリキュラム、資料等の見直し	男女平等の視点に立ち、カリキュラム、資料等を常に見直し、個を尊重し、心身共に健全な人間育成に努めます。	学校教育課
教育関係者の研修の充実	教職員の言葉や態度は、子どもたちの意識形成や行動に大きな影響を与えます。そこで、男女平等の意識を形成する視点から、教職員等の各種研修の充実を図ります。	学校教育課
P T A、保護者への理解の推進	各学校の実態に応じ、ミニ集会、授業参観、P T A懇談会、学校便り等を通し、男女平等を含めた人権教育について、啓発活動に努めます。	学校教育課
幼稚園における男女混合名簿の推進	子どもたちを男女の区別なく保育するため、引き続き、男女混合名簿を活用します。	学校教育課
保育園における男女混合名簿の採用	子どもたちを男女の区別なく保育するため、男女混合名簿を採用します。	こども課

(2) 家庭・地域における男女平等教育の推進

取組	取組の内容	担当課
男女共同参画に関する情報提供	市ホームページやポスター・チラシ等を積極的に活用し、男女共同参画に関する情報を提供します。	企画課
講演会等の開催（再掲）	県と協力し、講演会等を開催します。	企画課 中央公民館

家庭・地域・職場での取組**～館山市コーラル会議からの意見～**

- ・ 講演会や研修会等に積極的に参加し、学習しましょう。
- ・ 「男らしさ」「女らしさ」の良さは生かしつつ、「自分らしく」という意識を大事にしましょう。
- ・ 男女の特性を理解し、お互いを尊重する精神や態度を育成しましょう。
- ・ 幼少期からの子育て・教育に、男性も参加しましょう。

男女混合名簿

50音順、生年月日順など男女の別なく作られた名簿。男子のあとに女子が並べられた従来の男女別名簿は、「男子優先、女は男の後」という意識を植え付けていた。安房地区では、男女平等教育のきっかけとして、平成14年4月から全小中学校で男女混合名簿の使用が始まった。

課題3 人権の尊重と侵害の解消

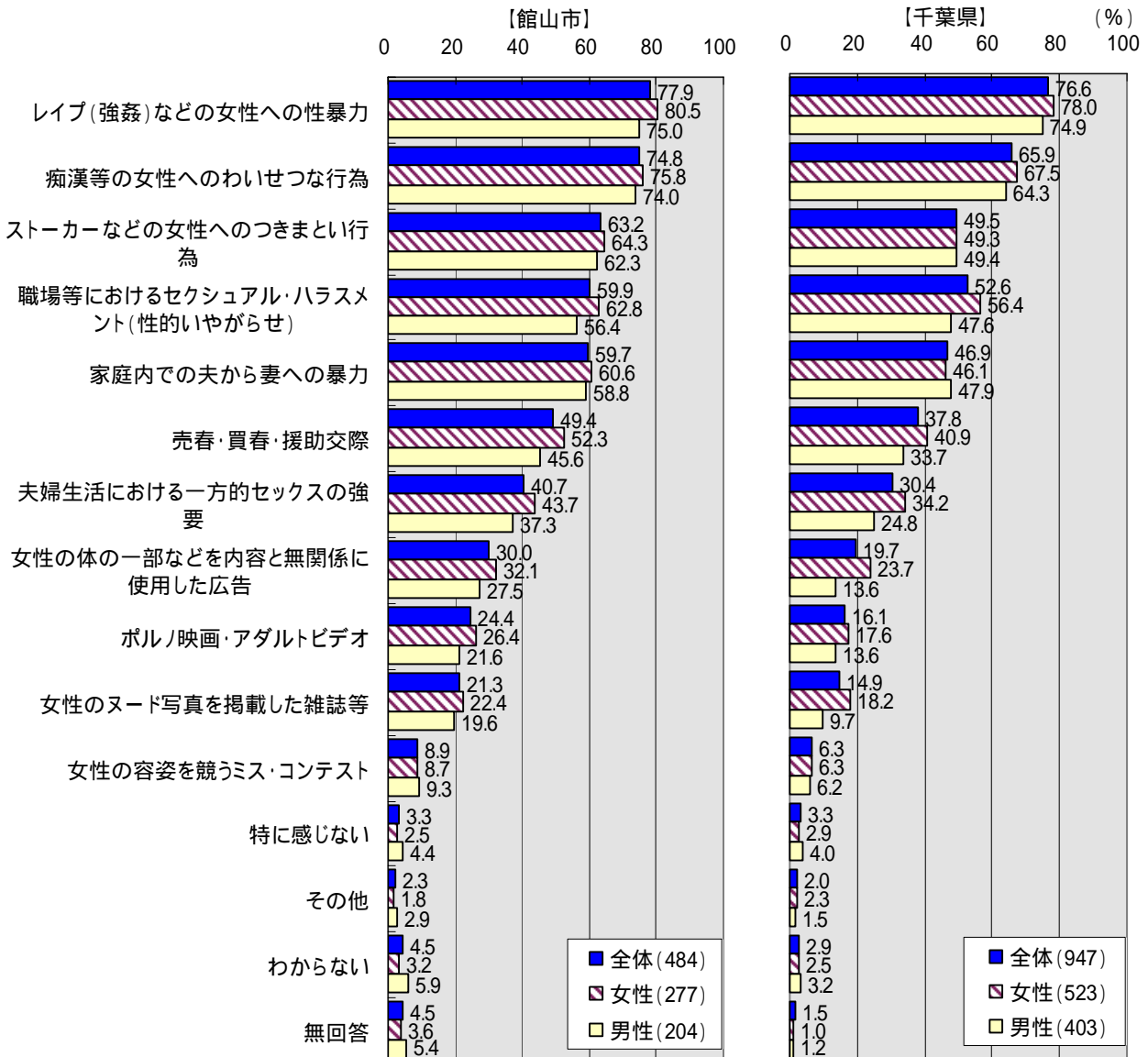
課題

ドメスティック・バイオレンスは、これまで家庭内、夫婦間の問題として長い間放置されてきました。被害者の多くは女性で、その背景には性差別に基づく、社会的・構造的な問題もあります。また、暴力が子どもにまで及んだり、被害者が児童虐待の加害者となることもあります。

また、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など過去の災害経験から、被災地には増大した家庭的責任が女性に集中し女性のストレスが増えたことや女性への暴力が増加したこと、支援する側に女性が少なく男女のニーズの違いを把握した予防、復旧・復興対策等が行われなかったことなどの問題が明らかになりました。

暴力やセクシュアル・ハラスメントは人権の侵害であるため、予防と根絶のための意識啓発や、相談体制の整備等、また、防災・災害復興分野への女性の参画や男女共同参画の視点を取り入れた取組が必要とされます。

図表 - 3 - (1) 女性の人権が侵害されていると感じること



資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」（平成19年3月）

行政の取組

暴力の排除と人権を守るための啓発活動及び被害者の相談体制の整備と支援対策に取り組みます。また、男女が共に支え助け合える地域づくり、防災体制づくりを推進します。

(1) ドメスティック・バイオレンスを許さない意識づくり、相談体制の整備

取 組	取組の内容	担当課
ドメスティック・バイオレンスに関する情報収集と提供	ドメスティック・バイオレンスに関する情報を収集し、各種相談業務に活用、及び市ホームページやポスター・チラシ等を積極的に活用して情報を提供します。	企画課 こども課
市民への相談窓口の周知	市広報紙や市ホームページ、パンフレットやDV相談カードの配布により、ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口を周知します。	企画課 市民課 こども課
各関係機関とのネットワークづくり	関係機関との連携を強化し、ドメスティック・バイオレンスの未然防止、早期発見、被害者支援の体制を整備します。	企画課 こども課

(2) 児童虐待を許さない意識づくり、環境づくり

取 組	取組の内容	担当課
保健師による相談の充実	健診や訪問等の際、保健師が児童虐待に関する相談に応じます。	健康課
保健推進員、民生児童委員等との連携	随時、関係者等とのケース検討会を実施することで、迅速に判断、処理します。	こども課
	地域の身近な相談役である保健推進員との連携により、児童虐待に関する情報を収集します。	健康課
民生児童委員による地域情報の把握	民生児童委員の活動により、地域における児童の情報を収集し、地域と協同して児童虐待に対応する体制をつくります。	福祉課
保育園、幼稚園、学校との連携	随時、関係者等とのケース検討会を実施することで、迅速に判断、処理します。	こども課
	健診等において児童虐待に関する相談や情報があった場合、関係機関と連携を図り、対応します。	健康課
	児童虐待等あらゆる暴力の早期発見、早期対応、根絶に向け、関係機関の連携・協力を努めます。	学校教育課
子どもの人権を尊重する意識づくり	市広報紙や市ホームページにより、子どもの人権を尊重する意識づくりを啓発します。	こども課
	いじめや差別・偏見を「しない させない ゆるさない」という基本的人権尊重の精神を、各学校で徹底します。	学校教育課

(3) セクシュアル・ハラスメントを許さない意識づくり、環境づくり

取組	取組の内容	担当課
セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメント防止のため、情報を収集し、啓発します。	企画課 商工観光課
セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の整備	相談・苦情に適切に対応するため、各事業所等に対し、必要な相談体制の整備を要請します。	企画課 商工観光課

(4) 防災等における女性の人権への十分な配慮

取組	取組の内容	担当課
地域防災計画等の整備	地域防災計画及びマニュアル等を策定する際、男女共同参画の視点を盛り込みます。	社会安全課

家庭・地域・職場での取組

～館山市コーラル会議からの意見～

- ・ 子どもへの暴力やいじめを見たり聞いたりしたら、学校・市役所・民生児童委員・保健推進員等へ連絡し、正確な情報を伝えましょう。
- ・ 職場において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する相談窓口を設けるなど、職場の環境を整えましょう。
- ・ ドメスティック・バイオレンスや児童虐待、セクシュアル・ハラスメントがないか、常に意識して情報を収集し、近所への心配りや信頼しあえる地域づくりを目指しましょう。
- ・ 幼児期からの相手を思いやる気持ちを、家庭・地域・学校が連携して育てましょう。
- ・ 自分がドメスティック・バイオレンス被害者もしくは加害者だと自覚する人は、一人で悩まず、相談窓口を活用し、問題を解決していきましょう。
- ・ 少年、少女向けの漫画の中での女性差別について、考えてみましょう。

**ドメスティック・バイオレンス《Domestic Violence》**

夫、パートナーなど婚姻しているか否かにかかわらず、親密な関係にある男性から女性、または女性から男性に対して振るわれる身体的、精神的、性的暴力。

児童虐待

保護者がその養育する 18 歳未満の児童に対し、身体的、性的、心理的な暴力を加えること。また長時間の放置など、養育を放棄することという。

セクシュアル・ハラスメント《sexual harassment》

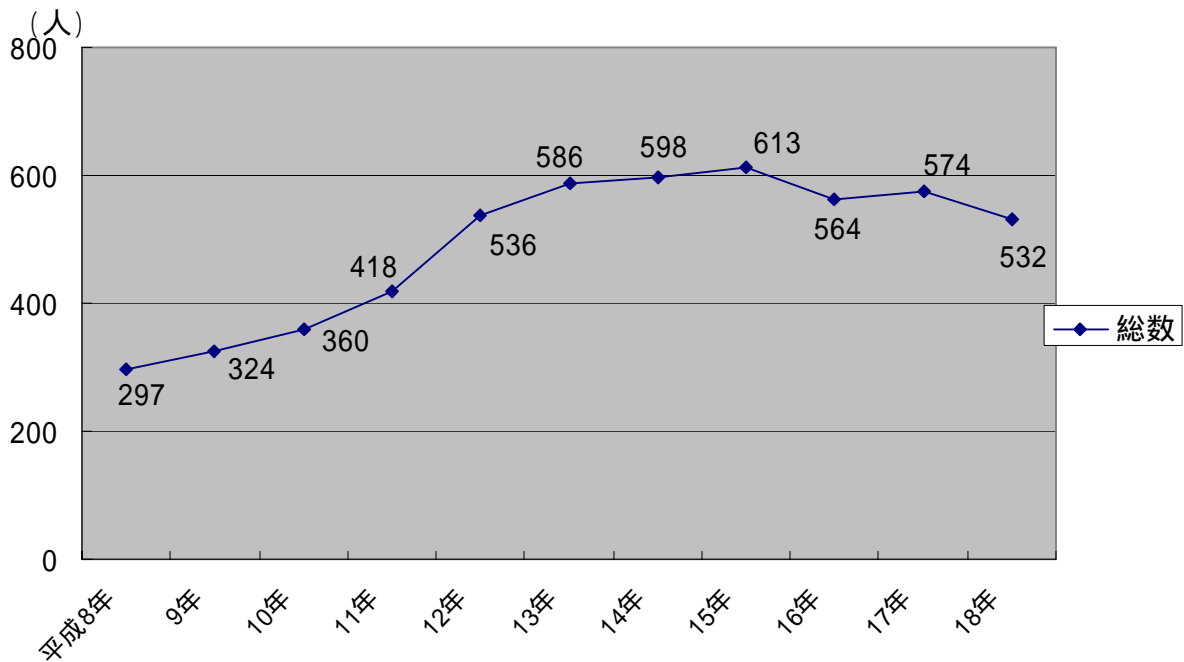
相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布など、様々な形態のものが含まれる。

課題4 国際社会への理解

課題

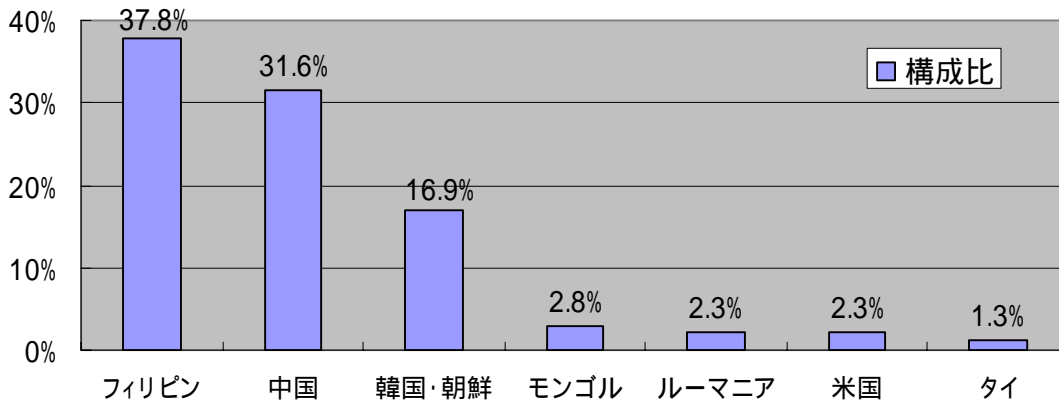
人種・言語・民族・文化・宗教・性別の違いを理解し、お互いの人権を認め合うことのできる地域社会づくりを目指すとともに、在住外国人に対し、暮らしに関する情報提供の充実に努めます。

図表 - 4 - (1) 館山市における在住外国人登録者数の推移



資料：「館山市の統計 2006」各 12 月末現在

図表 - 4 - (2) 館山市における国籍別上位 7 カ国登録人員



資料：市民課 平成 18 年 12 月末現在

行政の取組

あらゆる機会を通じて、市民への多文化理解の機会を提供していきます。さらに、英語版ホームページの作成等により、在住外国人への情報提供に努めます。

(1) 国際理解、国際交流の推進

取組	取組の内容	担当課
姉妹・友好都市交流の推進	ベリンハム市・ポートスティーブンス市との市民レベルでの交流を推進します。	企画課
地域における国際交流事業への支援	館山国際交流協会の活動を支援するとともに、国際交流員の派遣等により、地域における交流イベントへの協力をします。	企画課
小中学校における国際理解教育の推進	国際交流員の活用により、国際理解教育による異文化理解の推進に努めます。	企画課
	各学校の実態や特色に応じ、ALTや在住外国人等を活用した国際理解教育の推進に努めます。	学校教育課

(2) 外国人と共に暮らしやすい環境づくりの推進

取組	取組の内容	担当課
在住外国人に対する相談体制の整備	市内在住の外国人が安全で快適に暮らせるよう、相談体制の整備を図ります。	企画課
在住外国人に対する情報提供の充実	英語版ホームページ、防災パンフレットの英訳版、ファミリーノートの英訳版の作成による情報提供に努めます。	企画課
公共施設などの案内板への外国語表示	公共施設などの案内板に、外国語の表示を併記するよう努めます。	企画課

家庭・地域・職場での取組

～館山市コーラル会議からの意見～

- ・ 国際交流イベント等に、積極的に参加しましょう。
- ・ 国や宗教により、物の考えや文化が違うことを理解しましょう。
- ・ 外国人を受け入れる地域づくりを目指しましょう。



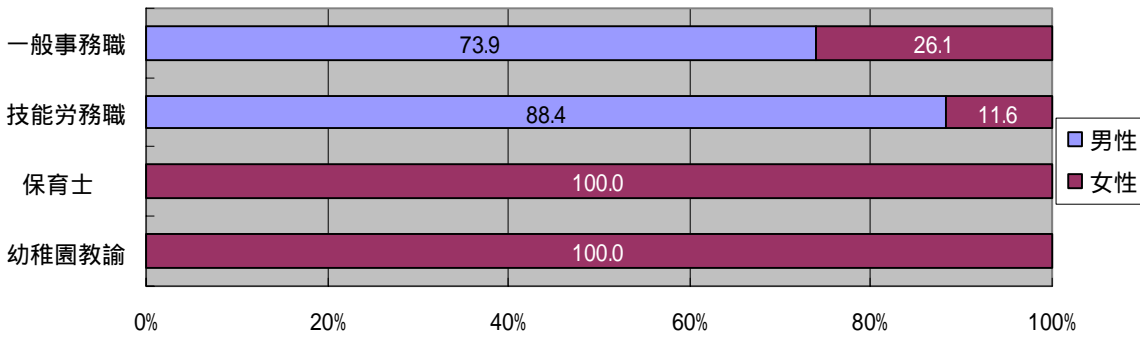
目標 あらゆる分野における男女共同参画の推進

課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画

課題

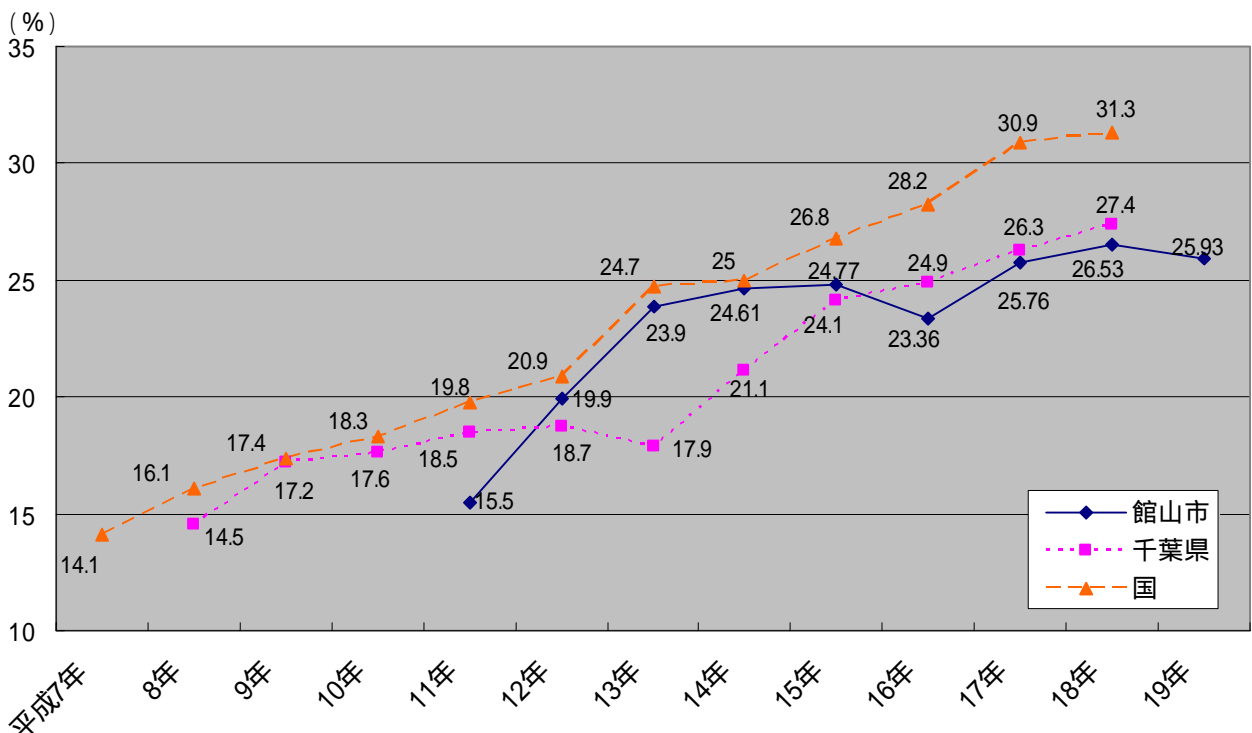
社会のあらゆる分野において、女性と男性が対等な立場で参画していくことが、男女共同参画社会を実現していくため必要です。政策・方針の意思決定への女性の参画は徐々に進んでいますが、より参画しやすい環境づくりと、女性自身が積極的に参画する意思を持つことが大切です。

図表 - 1 - (1) 館山市職員の男女比率



資料：総務課

図表 - 1 - (2) 審議会等における女性委員割合状況の推移



資料：企画課

行政の取組

管理職等への女性職員の積極的な登用や審議会における女性委員の登用など、あらゆる分野における市の政策・方針決定過程への女性の参画を図ります。

また、地域や企業などにおいても同様の働きかけを行い、女性の人材育成のための学習機会の提供にも努めます。

(1) 男女共同参画による市政の運営

取組	取組の内容	担当課
管理職等への女性職員の登用	男女の区別なく、能力に応じて昇任昇格をします。	総務課
審議会等の女性委員構成比率 30%以上の達成	「審議会等の設置及び運営に関する指針」を周知し、女性委員の積極的な登用を図り、委員に占める女性の比率が 30%以上となるよう努めます。	総務課 企画課 各課
女性委員の存在しない審議会等の登用基準の見直し	「審議会等の設置及び運営に関する指針」を周知し、各種団体等への委員推薦の依頼に当たっては、当該団体等の代表者に限定せず、適任者が得られるよう努めます。	総務課 企画課 各課
審議会委員の公募の実施	「審議会等の設置及び運営に関する指針」を周知し、審議会等の設置目的や審議内容等を助案し、委員の公募を積極的に図り、公募委員の登用に努めます。	総務課 企画課 各課

(2) 地域・企業などにおける方針決定過程への女性参画の促進

取組	取組の内容	担当課
方針決定過程への女性参画の啓発	方針決定や経営の中核に携わる役職へ、女性の積極的な登用の促進を図るよう啓発します。	企画課 商工観光課
地域活動における男女共同参画の推進(再掲)	地域における固定的な役割分担意識をなくし、男女が等しく地域活動に参画できるよう啓発します。	企画課
女性の人材育成のための学習機会の提供	女性の能力開発や人材の育成のため、県と協力し、学習機会に関する情報を提供します。	企画課
	館山商工会議所女性会と連携し、学習機会に関する情報を提供します。	商工観光課

家庭・地域・職場での取組**～館山市コーラル会議からの意見～**

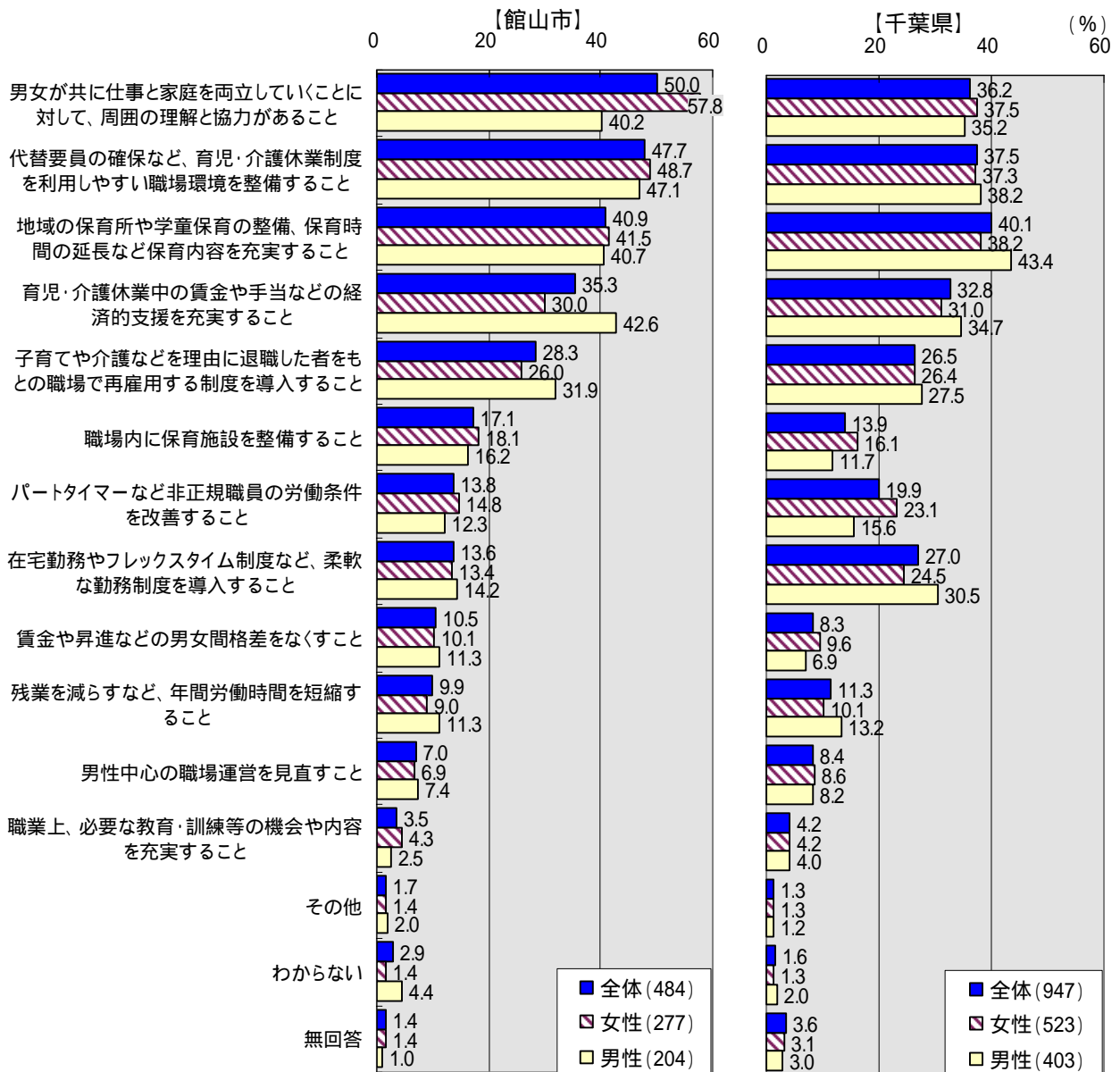
- ・ 地域や職場で、男女が共に発言しやすい雰囲気づくりを心がけましょう。
- ・ 政策や方針の決定に女性が参画できるよう、地域社会や職場の役職の女性比率をアップさせましょう。
- ・ 労働時間の短縮や時間外保育の充実など、女性が仕事しやすい環境を整備しましょう。

課題2 労働の場における男女平等の促進

課題

労働の場における機会の均等、意欲と能力に応じた待遇が得られるシステムづくり等、労働に関する環境づくりは、男女共同参画社会の実現にとって重要です。農業や漁業・自営業の分野においても、男女が対等なパートナーとして参画することが求められています。みんながいきいきと生活していくには、家庭、地域、職場における環境づくりが大切です。

図表 - 2 - (1) 仕事と家庭生活の両立のために必要な環境整備



資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」（平成19年3月）

行政の取組

職場における男女平等意識の啓発に努め、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。

(1) 職場における男女平等意識の啓発

取組	取組の内容	担当課
市内事業所等への男女平等についての啓発	職場における男女の差別や格差の解消を図るため、啓発します。	企画課 商工観光課
商工会議所との情報交換	職場における男女の格差の解消を図るため、商工会議所と連携し、情報の収集、提供をします。	商工観光課
農業協同組合、漁業協同組合との情報交換	定期的な連絡会（農山漁村男女共同参画安房地区推進会議及び農業技術者連絡会など）の場等で、情報交換と連携を深めます。	農水産課

(2) 男女が活動しやすい環境づくりの促進

取組	取組の内容	担当課
男女雇用機会均等法などの関係法令や制度の理解促進	男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、事業所等へ法令や制度について広報啓発します。	商工観光課
母性保護に関する理解促進	妊娠面接時に、妊産婦の労働時間や就業規則等の法律について説明します。	健康課
育児、介護休業の取りやすい職場づくりの促進	男女が平等に育児、介護へ参画できるよう、広報啓発します。	企画課 商工観光課
自営業に従事しやすい体制づくり	女性の能力開発や経営参画を促進するため、情報提供します。	商工観光課
農業、漁業に従事しやすい体制づくり	家族経営協定の締結と認定農業者の再認定の際の共同申請により、女性農業者の地位の確立を図ります。	農水産課
ワークライフバランスの実現（働き方の見直し）	家庭と仕事の調和を図るため、広報啓発します。	商工観光課
再就職希望者に対する支援	ハローワークと連携し、働きたい女性の再就職を支援するため、情報提供します。	商工観光課

家庭・地域・職場での取組**～館山市コーラル会議からの意見～**

- ・ 法律や制度について積極的に学び、気兼ねせずに制度を利用しましょう。
- ・ 企業経営者が率先して、意識を変える努力をしましょう。
- ・ 雇用機会、賃金、昇進に男女格差がないか、振り返りましょう。
- ・ 女性も会議等で自分の意見を言う努力や、仕事に対する姿勢を意識しましょう。
- ・ 女性の能力が十分発揮できる、働きやすい環境づくりを整えましょう。
- ・ 男女とも育児休業を取りやすい環境づくりを目指しましょう。
- ・ 働きたい女性が、再就職をしやすい環境づくりを目指しましょう。

母性保護

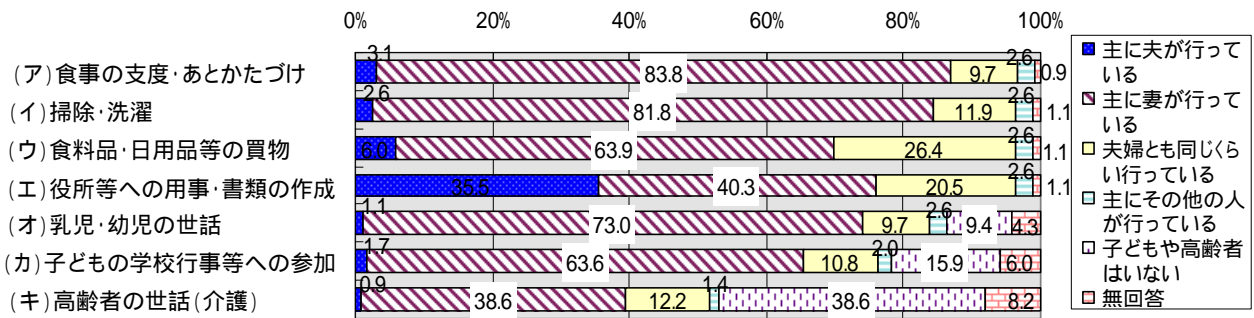
女性が持っている、妊娠、出産などの身体機能を損なうことがないように、労働時間の制限や危険有害業務への就業禁止など、女性労働者を保護すること。

課題3 家庭・地域活動への男女共同参画

課題

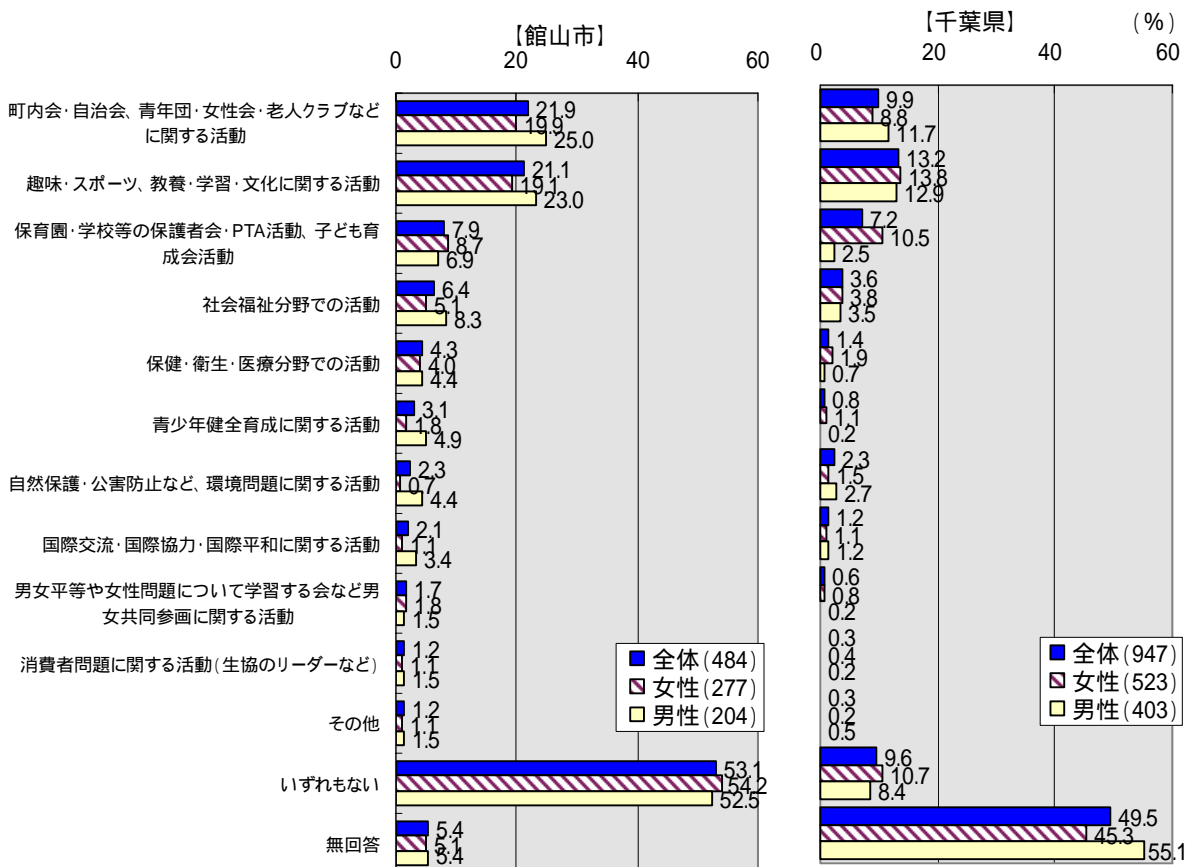
固定的な性別役割分担意識がある中、男性は仕事中心で、女性に家事・育児・介護の負担が偏っています。また、地域活動やPTA等に多数の女性がかかわっていますが、「男性が長、女性は副」という固定観念があるため、女性の参画する場が狭められています。豊かな市民生活を実現するためには、男女共に、職場・地域・家庭のバランスのとれたライフスタイルの転換が求められています。

図表 - 3 - (1) 家事等の役割分担



資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」(平成19年3月)

図表 - 3 - (2) 地域活動への参画状況



資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」(平成19年3月)

行政の取組

男女が共に家庭・地域活動に参画できるよう、環境整備に取り組みます。

(1) 家庭生活・地域社会等への男女の活動の促進

取組	取組の内容	担当課
家庭における男女共同参画の推進 (再掲)	家事、育児、介護における性別による固定的な役割分担意識をなくすよう啓発します。	企画課
	男性の家庭生活への参画促進を目的に、誰もが自由に参加できる講演会や講座を開催します。	中央公民館
地域活動における男女共同参画の推進 (再掲)	地域における性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女が等しく地域活動に参画できるよう啓発します。	企画課
アンパイドワーク への理解促進	家庭内での家事・育児・地域社会での様々な活動など、無償で行われる労働への理解を啓発します。	企画課
ボランティア活動等の情報提供	NPO 法人・市民活動団体・ボランティア団体に関する情報を市広報紙・市ホームページに掲載します。	社会安全課

家庭・地域・職場での取組**～館山市コーラル会議からの意見～**

- ・ 男性も積極的に家庭内の仕事に参加しましょう。
- ・ 男女の特性を生かした上で、適切な役割分担を行いましょ。
- ・ 男性も女性も積極的に PTA 活動に参加しましょう。
- ・ 物事の決定において、男女の意見を反映させるよう努めましょ。
- ・ 参加すべき活動のためには時間を作り、家族も理解を示しましょ。
- ・ 地域活動での暗黙のうちの男女の役割分担を、見直していきましょ。

**ライフスタイル**

生活様式。衣食住などの日常の暮らしから娯楽、職業、居住地の選択、社会とのかかわり方までを含む広い意味での生き方。

アンパイドワーク《unpaid work 無償労働》

賃金労働など市場で貨幣による評価が行われる労働に対し、家庭内での家事、育児、地域社会での様々な活動など、市場での評価が行われず、無償で行われる労働のこと。

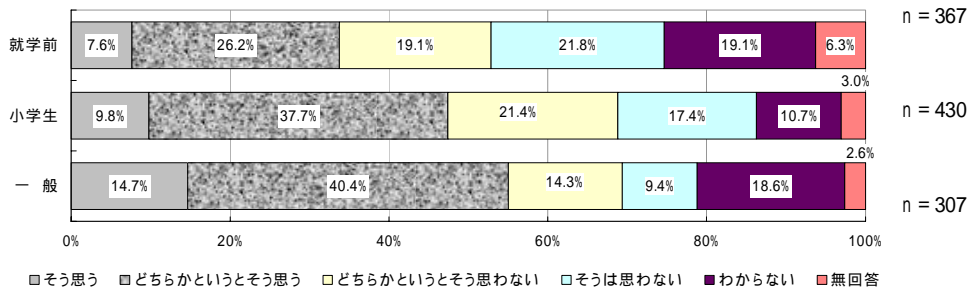
目標 男女が共に自立し、安心して暮らせるまちづくりの推進

課題 1 子育て環境の整備・充実

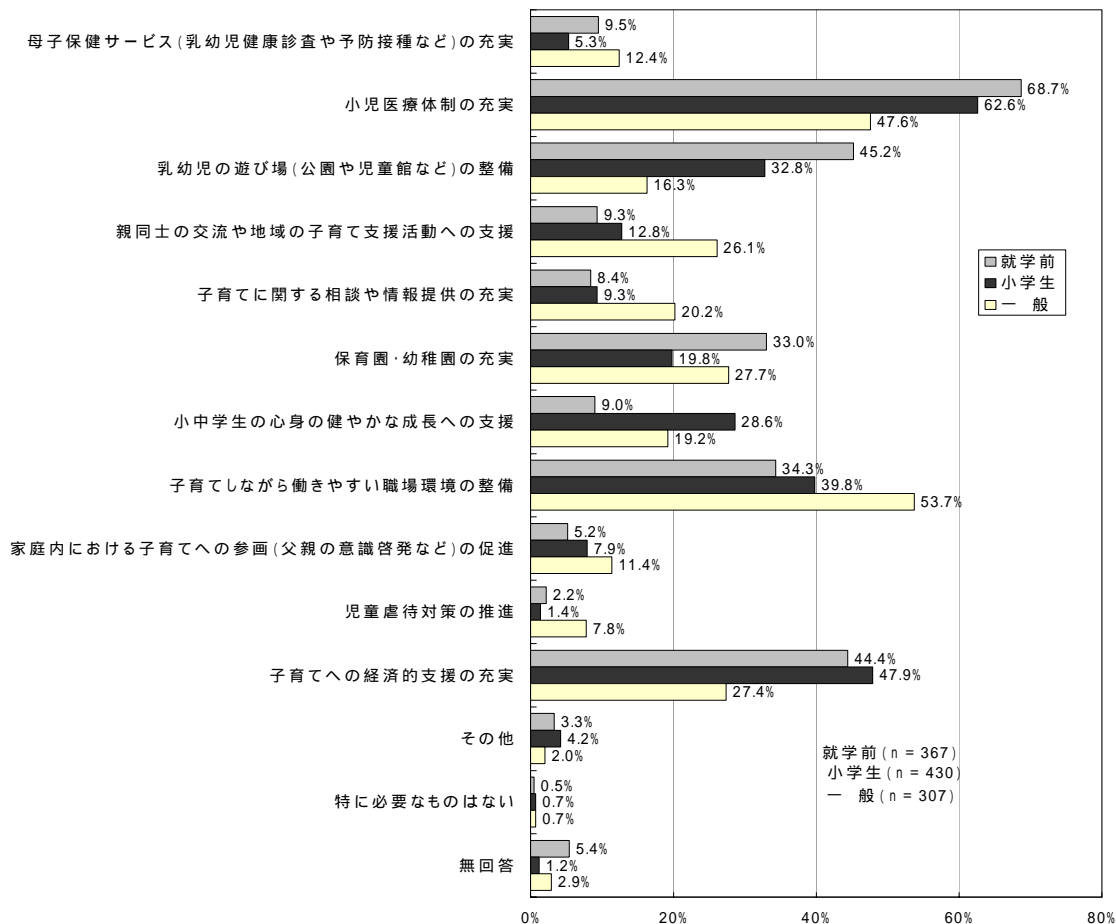
課題

核家族化が進む中、男女が共に様々な社会的活動に参画するためには、子育て環境を整備する必要があり、多様なニーズに対応した保育事業の充実が求められています。
 また、子育て中の男女の不安や孤立感を解消するため、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、子育ての負担が大きい、ひとり親家庭への支援も必要です。

図表 - 1 - (1) 子育てをしやすいまちかどうか



図表 - 1 - (2) 子育てをしやすいまちづくりにむけた重要施策



資料：「館山市次世代育成支援地域行動計画策定のためのアンケート」(平成16年3月)

行政の取組

安心して子育てができるよう、情報提供と相談体制の充実を図るとともに、多様なニーズに対応した保育事業を推進します。

また、子育て中でも様々な社会的活動に参加できるよう、環境の整備をします。

(1) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実

取組	取組の内容	担当課
子育てに関する講座の充実	母親だけでなく父親にも育児に関する知識を養ってもらうため、父親も参加できる子育ての講座を開催します。	健康課
	子育てに必要な知識の提供や、親同士の交流を目的とした講座の充実を図ります。	中央公民館
児童手当、乳幼児医療費等に関する情報提供	市広報紙や市ホームページにより市民に情報提供をします。また、出生届や転入届の受理時に制度の周知をします。	こども課
	妊娠面接時に資料を配布し、説明します。	健康課
育児相談の充実	各種健診、教室において、専門スタッフを配置し、育児相談に努めます。	健康課
子育てサークルの活動支援	居場所づくりを行っているサークルに対し、活動支援をします。	こども課
	サークル参加者に対し、子育ての情報提供や相談を実施するとともに、参加している母親を通し、父親にも子育てに関する情報を提供します。	健康課

(2) 多様なニーズに対応した保育事業の充実

取組	取組の内容	担当課
延長保育の検討	市内では、30分の延長保育を民間保育所1カ所で実施していますが、就労形態の多様化に伴い、1時間の延長保育の実施をめざします。	こども課
病後児保育の検討	保護者の仕事と子育ての両立支援と、児童の健全育成を図るため、市内の病院等に委託し、1カ所の開設をめざします。	こども課
学童保育の充実	学童クラブへの補助金を支出することで、学童クラブの安定的な運営を支援し、児童の安全確保や、保護者が安心して働ける環境づくりをします。	こども課
保育ママ制度の充実	勤務時間が保育所の時間帯に合わないなどの家庭を支援するため、保護者に代わり、自宅で保育する保育ママを登録・斡旋します。	こども課
ファミリーサポートセンター事業の検討	子育て支援を受けたい人と行いたい人が相互に会員となり、会員間の相互援助活動を支援するファミリーサポートセンターの開設をめざします。	こども課
講座等開催時の保育室の設置	講座等開催時に子どもを預けられるよう、ファミリーサポートセンターの開設及び一時保育の実施をめざします。	こども課
保育施設等の整備	保護者が安心して子どもを預けられるよう、保育施設を整備します。	こども課 教育総務課

(3) ひとり親家庭への支援

取組	取組の内容	担当課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当の支給により収入を補い、女性の自立を支援します。	こども課
ひとり親家庭等医療費等の助成	ひとり親家庭等の医療費助成により、所得の少ないひとり親家庭の収入を補い、安定的な生活を支援します。	こども課
母子寡婦福祉資金の貸付（県への窓口）	資金貸付の活用により収入を補い、女性の自立を支援します。	こども課
民生児童委員による相談体制の確立	ひとり親世帯の把握に努めるとともに、該当家庭が地域の民生児童委員に相談できる体制づくりを進めます。	福祉課

家庭・地域・職場での取組

～館山市コーラル会議からの意見～

- ・ 職場において育児休業制度を利用しやすくするなど、職場環境を整えましょう。
- ・ 母親だけでなく、父親も積極的に子育て講座等に参加しましょう。
- ・ 家族みんなで協力し、子育てしましょう。

**病後児保育**

保育所に通う児童等が病気回復期にあり、入院治療の必要はないが、安静が必要だったり、集団保育が困難な場合に施設で一時的に預かる制度。

保育ママ制度

「保育園に入れたいが時間が合わない」などの事情がある家庭の子どもを、「保育ママ」として登録した家庭で預かる制度。

ファミリーサポートセンター

急な残業や子どもの病気の際など、既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な保育需要に対応するための、育児援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織。

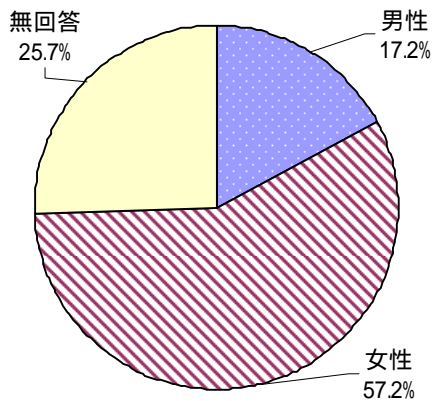
課題2 高齢者・障害者の福祉の充実

課題

高齢化が進む中、家族形態も多様化しており、高齢者のみで生活する世帯も増えています。また、高齢者の介護は女性の負担が大きく、館山市のアンケート調査によると、回答のあった介護者の約6割が女性で、男女比は1:3程度となっています。介護の問題は、男女共同参画社会の実現にとって重要な課題のひとつです。

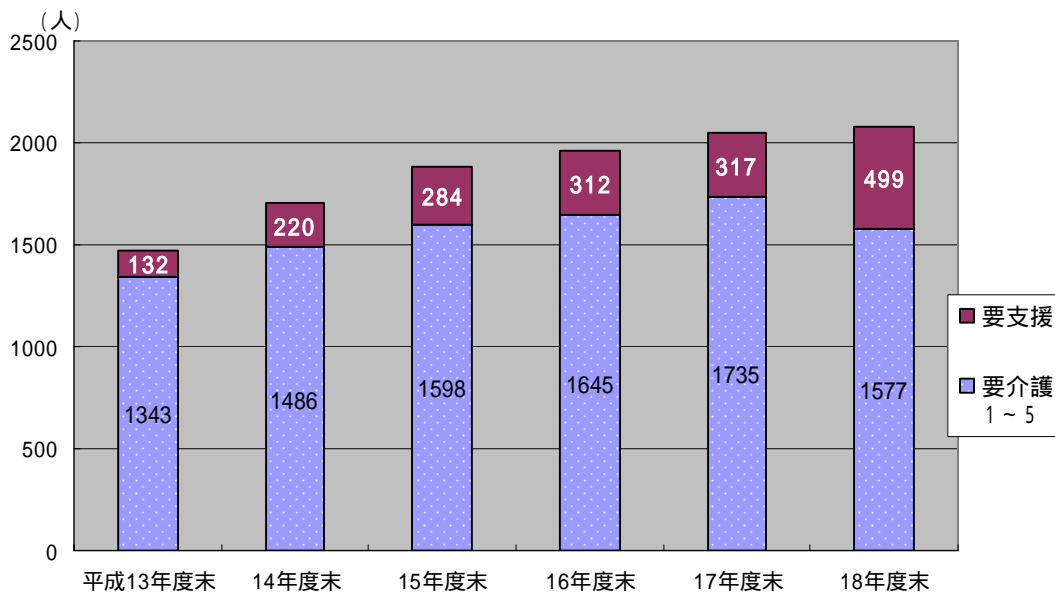
高齢者・障害者が安心して生活できるよう福祉サービスの充実に努め、誰もが自立できるよう支援するとともに、要介護状態とならないよう努める必要があります。

図表 - 2 - (1) 主な介護者の性別



資料：「館山市第4期老人保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査」
(平成17年3月)

図表 - 2 - (2) 館山市における要介護(支援)認定者数の推移



資料：「平成19年福祉の現況」

行政の取組

高齢者・障害者が住み慣れた場所で自立し、社会参画できるよう、また、介護者の負担の軽減のための環境整備、支援を行います。

また、高齢者が自立して生活できるよう、介護予防を推進します。

(1) 高齢者・障害者の自立支援

取組	取組の内容	担当課
障害者自立支援法に基づく、総合的な自立支援のための福祉サービスの充実	あらゆる障害者に必要なサービスを提供します。また、支給決定までの手続きを透明で、わかりやすくします。	福祉課
福祉手当等の支給	重度障害者等福祉手当等を支給し、重度の障害者やその介護者の福祉の増進を図ります。	福祉課
シルバー人材センターによる職業紹介	館山市シルバー人材センターにおいて、無料職業紹介事業を行うことを支援します。	福祉課
就労機会の情報提供	高齢者や障害者の経験や能力を生かすため、ハローワークと連携し、求人情報を提供します。	商工観光課

(2) 社会全体での介護支援の充実

取組	取組の内容	担当課
在宅介護サービスの充実	高齢者が安心して在宅で生活できるよう、介護保険事業計画に基づき、在宅の介護サービスの充実に努めます。	保険給付課
介護休業制度の周知	男女の介護休業の取得を促進するため、館山商工会議所と連携し、広報啓発します。	商工観光課
相談体制の充実	地域生活支援センターに相談支援事業を委託するとともに、市窓口においても障害者、保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等をします。	福祉課
	市内2カ所に設置された地域包括支援センターに総合相談事業を委託するとともに、市窓口においても介護者に対する総合的な相談を受付ます。	保険給付課
介護予防教室の実施	各地区において実施する介護予防教室に保健師、管理栄養士等が参加し、相談・指導します。	健康課
介護予防の推進	地域包括支援センターとともに、介護予防プログラムを推進します。	保険給付課
介護、看護への男女共同責任の啓発	介護、看護に関する固定的な役割分担意識をなくし、男女が等しく分担できるよう啓発します。	企画課

(3) 高齢者・障害者の社会参画の促進

取組	取組の内容	担当課
老人クラブ、シルバー人材センターの活動支援	老人クラブやシルバー人材センターが、生涯現役を目指して実施する事業を支援します。	福祉課
多様なボランティアの創出と情報提供	市内に存在するボランティア団体等の情報を収集(新に作られたものも含め)し、市ホームページに掲載します。	社会安全課
高齢者対象の交通安全教室の実施	高齢者の事故が増加していることから、高齢者の交通安全意識の向上を図り、自立・社会参画のための一助とします。	社会安全課
都市計画道路船形館山港線の歩車道の段差解消	都市計画道路船形館山港線シンボルロード整備事業を、車道と歩道の段差を解消するセミフラット歩道として整備します。	都市計画課
市営住宅のバリアフリー化	萱野・沼・笠名市営住宅(2階建て)の室内階段に手摺を設置し、高齢者等の居住環境の向上を図ります。	都市計画課
障害者の移動手段の確保	福祉タクシー利用助成事業や地域生活支援事業の移動支援事業を実施し、障害者の外出の際の移動を支援します。	福祉課

家庭・地域・職場での取組**～館山市コーラル会議からの意見～**

- ・ 職場において、介護休業制度を利用しやすくするなど、職場環境を整えましょう。
- ・ 高齢者、障害者とひとくくりにせず、各々が住みやすい環境をつくりましょう。
- ・ 介護する側への協力や、理解を深めましょう。
- ・ 高齢者が生きがいをもって働けるような環境をつくりましょう。
- ・ ボランティア活動に積極的に参加し、知識や技術を活かしていきましょう。

**バリアフリー**

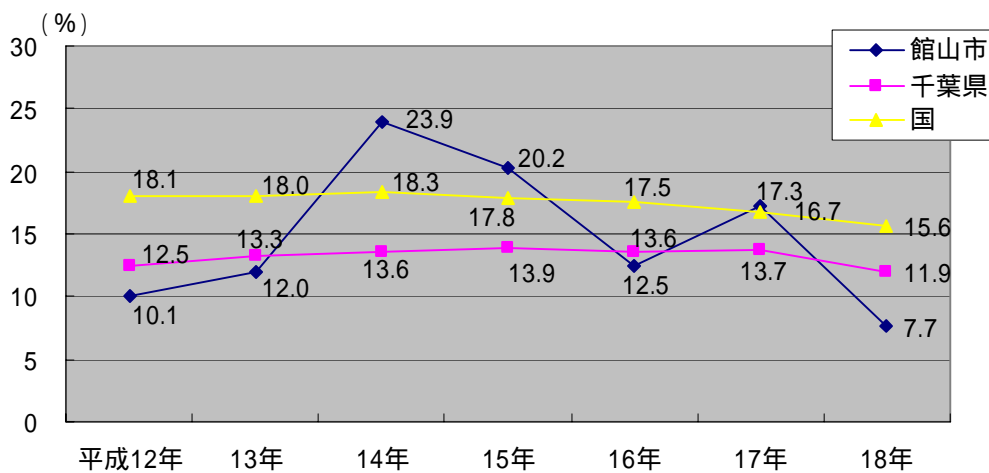
障害者や高齢者などが生活しやすいものにするため、道路や建築物などの段差や、周りの人の無理解など、さまざまな障壁(バリア)を取り除くこと。

課題3 心とからだの健康づくりの支援

課題

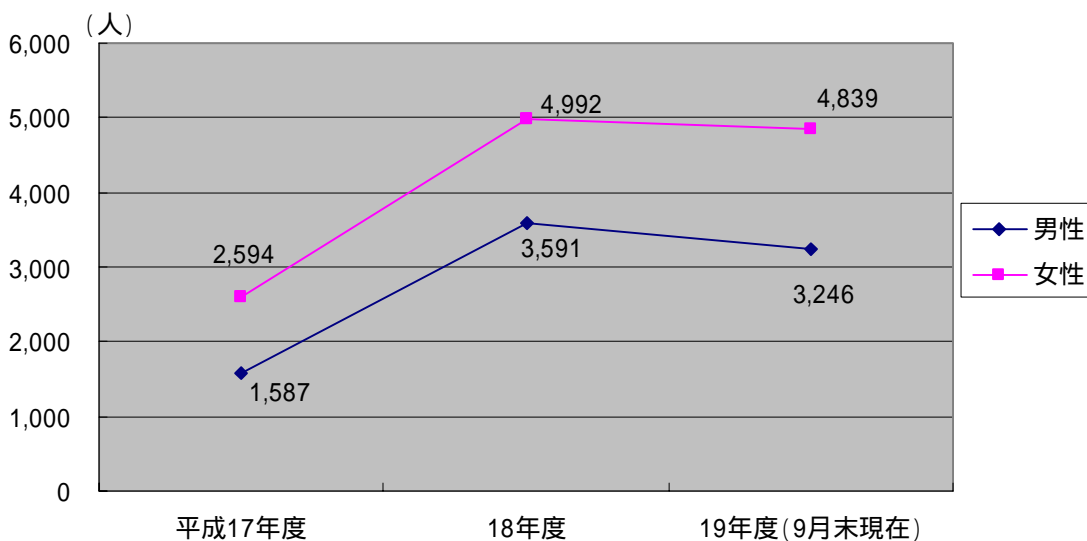
生涯を通じて、心身ともに健康で生き生きと活動していくためには、女性も男性も健康の維持・管理が必要です。特に女性は、妊娠・出産という特性を持っているため、「女性は子どもを産むもの」と思われがちです。「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の概念を理解し、対等な男女関係のもとで女性が自分の健康を自ら管理できる施策が求められています。

図表 - 3 - (1) 人工死産の割合の推移 (出生千対)



資料：厚生労働省「人口動態総計」

図表 - 3 - (2) 総合型地域スポーツクラブ
館山ファミリースポーツクラブ“わかしお” 定期スポーツ教室参加者数の推移



資料：スポーツ課

行政の取組

健康づくりのため検診・相談体制を充実させ、気軽にスポーツ、レクリエーションに親しめる環境づくりをします。また、性と生殖に関する健康と権利への理解のため、啓発活動を推進します。

(1) 生涯にわたる健康づくりの支援

取組	取組の内容	担当課
各種検診の実施	特定健康診査、各種がん検診、骨粗しょう症、女性のための健康づくり健診を実施し、疾病予防や疾病の早期発見に努めます。	健康課 保険給付課
特定保健指導、健康相談の実施	健診後の特定保健指導や地区健康相談を実施し、健康づくりを支援します。	健康課 保険給付課
各種健康教室の実施	がん予防や更年期などの正しい知識、健康づくりのための情報提供を行い、健康の維持増進とセルフコントロールができるよう支援します。	健康課
妊娠、出産期における女性の健康支援	妊婦面接、パパママ学級、妊婦電話相談・訪問指導により、妊婦の健康状態を把握するとともに、妊娠・出産に対する不安の軽減を図ります。	健康課

(2) 性と生殖に関する健康と権利への理解の推進

取組	取組の内容	担当課
学校における性教育の充実	発達段階に応じ、性や身体についての正しい知識や理解を深め、個を尊重する精神を培うため、養護教諭を中心に、計画的・継続的な性教育を推進します。	学校教育課
「思春期ふれあい体験」の実施	自分と相手を大切にできる「生」と「性」の学習を行うことで、豊かな母性、父性の育成と命の尊さ、大切さを学びます。	健康課

(3) スポーツ活動の振興

取組	取組の内容	担当課
スポーツ団体の育成、支援	館山市体育協会、スポーツ少年団、婦人スポーツクラブに対する助成を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ も含めたスポーツ団体に対する育成支援をします。	スポーツ課
スポーツ大会の充実	館山若潮マラソンをはじめとする多くのスポーツイベントを開催し、スポーツの振興を図るとともに、秋に開催されるスポーツ大会をスポーツ月間行事として位置づけ、スポーツ月間の充実を図ります。	スポーツ課
スポーツ施設の整備充実	利用者が施設を安全・快適に使用できるよう、維持管理をします。	スポーツ課
学校体育施設の開放	学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に提供します。	スポーツ課

家庭・地域・職場での取組

～館山市コーラル会議からの意見～

- ・ 疾病予防のため、積極的に各種検診を受けましょう。
- ・ 健康維持への知識を深めましょう。
- ・ 健康保持のため、進んでスポーツに取り組みましょう。
- ・ 館山ファミリースポーツクラブ“わかしお”に参加しましょう。
- ・ 花や植物を育てる等、豊かな心で生活するよう心がけましょう。



プロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康/権利」の確立にかかわる包括的な考え方。リプロダクティブ・ヘルスとは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか、何人産むかを決める自由をもつことを指し、リプロダクティブ・ライツは、すべてのカップルと個人が生殖、出産等について責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという、基本的権利をあらわす。

総合型地域スポーツクラブ

平成 12 年文部科学省が策定したスポーツ振興基本計画により、「平成 22 年までには、少なくとも全国の各市町村に一つは育成すること」とされており、千葉県においては、現在 38 クラブが設立されている。

総合型クラブの目的は、少子高齢化社会をむかえ、子どもの体力の低下、医療費の増大、また凶悪犯罪の多発が社会問題となっている中、地域住民の健康づくりや生きがいづくりにとどまらず、地域コミュニティーの造成を図り、明るく元気な地域社会の実現に寄与することにある。

4 . プランの推進体制の整備

教育・福祉・保健・労働など幅広い分野にわたる男女共同参画を実現させるためには、行政・地域・企業や市民一人ひとりが協力して取り組んでいく必要があります。

行政内部では、総合的な庁内組織である「館山市男女共同参画推進会議」を中心に各課の調整・連絡を行い、施策を推進していきます。また、市民の代表からなる「館山市コーラル会議」からの意見を取り入れながら、市民と行政がパートナーシップを図りながら施策を推進していくことが大切です。

また、千葉県や国からの情報収集や近隣市町村、関係機関との連携を強め、より広域的な施策の推進体制をつくっていきます。

(1) プランの推進体制の整備

- ・プランの取組状況の把握

(2) 市民参画の促進

- ・館山市コーラル会議の充実
- ・市民へのプランの周知、広報

(3) 関係機関との連携

- ・千葉県、国との連携
- ・近隣市町村との情報交換
- ・市民団体、事業所等へのプランの周知
- ・市民団体、事業所等との情報交換

(4) 調査、研究の推進

- ・男女共同参画に関する情報の収集
- ・男女共同参画に関する市民意識調査の実施

資料編

- 資料 1 プランの策定経過
- 資料 2 館山市附属機関設置条例（抜粋）
- 資料 3 館山市コーラル会議委員名簿
- 資料 4 館山市男女共同参画推進会議設置要綱
- 資料 5 男女共同参画社会基本法

資料1 プランの策定経過

年月日	会議名等	会議内容等
平成18年 9月7日～22日	館山市男女共同参画 市民意識調査実施	
平成19年 5月22日	平成19年度第1回 館山市コーラル会議	館山市長から諮問
6月8日	館山市男女共同参画 推進会議（部長会にて）	プラン策定について
7月3日	館山市男女共同参画 推進会議（幹事会）	概要説明・スケジュール プランの期間について プランの体系（案）について
7月26日	平成19年度第2回 館山市コーラル会議	概要説明・スケジュール プランの期間について プランの体系（案）について
7月27日	庁内関係課への調査依頼	プランの内容調査について （依頼）
10月3日	平成19年度第3回 館山市コーラル会議	プラン素案について
11月30日	平成19年度第4回 館山市コーラル会議	プラン原案（未定稿）について プランの答申（案）について 館山市コーラル会議から答申
12月14日	館山市男女共同参画 推進会議（部長会にて）	プランについて

資料 2 館山市附属機関設置条例（抜粋）

（目的）

第 1 条 この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

（附属機関の定義）

第 2 条 附属機関とは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置され市長の諮問に応じて審査又は調査をするための機関をいう。

（設置）

第 3 条 本市に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第 4 条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

第 5 条 委員は市長が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 6 条 附属機関の会議は、市長の諮問に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の運営等）

第 7 条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

（特例）

第 8 条 この条例の規定にかかわらず法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された館山市特別職報酬等審議会、館山市農業協力員並びに館山市情報公開・個人情報保護審査会及び館山市情報公開・個人情報保護審議会の設置、組織及び運営については、それぞれ館山市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年条例第 49 号）、館山市農業協力員設置条例（昭和 31 年条例第 27 号）、館山市情報公開条例（平成 16 年条例第 1 号）及び館山市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 8 号）に定めるところによる。

（市長への委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条）

附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
館山市コーラル会議	男女共同参画社会の推進に関する事項を調査研究し、市長に答申すること。	会長	学識経験者	15人以内	2年
		委員	住民代表		

資料3 館山市コーラル会議委員（第5期）名簿

任期：平成19年4月1日～平成21年3月31日

敬称略：50音順

氏名	委嘱区分	備考
秋山 貴	学識経験者	
飯島 マルティーン	学識経験者	
池田 壽一	学識経験者	
川名 裕子	学識経験者	
北見 邦子	学識経験者	
小林 美智代	学識経験者	
鈴木 祥子	学識経験者	
鈴木 順子	学識経験者	
鈴木 ひとみ	学識経験者	副会長
羽山 敏雄	学識経験者	会長
本橋 朋子	学識経験者	
山本 恵美子	公募	

コーラルとは英語で、「サンゴ」を意味し、サンゴは雌雄同体であることから「男女がお互いに信頼と協力で、より幸せな市民生活を送れるように」との願いを込め、この名前がつけられました。

資料 4 館山市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指して、推進プランの策定及び男女共同参画を推進するため、館山市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次の事項を所掌する。

- (1) 館山市男女共同参画推進プランの策定に関する事。
- (2) 男女共同参画施策の推進に関する事。
- (3) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長、副会長は副市長の職にある者をもって充て、本委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 会議に付議する事案の調整を行なうため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、市長公室長が招集し、これを主宰する。

(部会)

第7条 推進会議は、専門的な重要事項を調査、検討させるため、必要があるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市長公室企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

改正の要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

改正の要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

改正の要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

改正の要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表1（第3条第2項）

（委員）教育長

市長公室長

総務部長

健康福祉部長

経済観光部長

建設環境部長

教育委員会次長

別表2（第6条第2項）

（幹事）秘書広報課長

企画課長

社会安全課長

総務課長

市民課長

健康課長

福祉課長

こども課長

保険給付課長

商工観光課長

農水産課長

都市計画課長

教育総務課長

学校教育課長

スポーツ課長

生涯学習課長

資料5 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年7月16日法律第102号
同 11年12月22日同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 1 1 年法律第 8 8 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成 1 3 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 1 0 条第 1 項及び第 5 項、第 1 4 条第 3 項、第 2 3 条、第 2 8 条並びに第 3 0 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 2 8 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 3 0 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成 1 1 年 1 2 月 2 2 日法律第 1 6 0 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律 (第 2 条及び第 3 条を除く。) は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

第2期館山市男女共同参画推進プラン

平成20年3月発行

発行者 千葉県館山市市長公室企画課

住 所 千葉県館山市北条1145-1

電 話 0470-22-3147